

官報号外

平成十五年六月十一日

○五百六十六回 参議院会議録第三十一号

平成十五年六月十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成十五年六月十一日

午前十時開議

第一 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の

安全に関する条約の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第二 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求める件(衆議院送付)

第三 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

官報(号外)

○本日の会議に付した案件
一、成田国際空港株式会社法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

成田国際空港株式会社法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。扇国土交通大臣。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) 成田国際空港株式会社法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第三に、会社に対する国の助成及び監督に関する事項を定めることとしております。

第四に、公団から会社への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

そのほか、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

なお、公団から会社への移行の期日は平成十六

ととされております。これを踏まえて検討を進めてきた結果、昨年十二月に閣議決定された「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」において、平成十六年度に全額国出資の特殊会社とすることとされました。このため、新たに設立する特殊会社の設置根拠法を制定する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、新東京国際空港公団を解散するとともに、その業務を引き継ぐ特殊会社として成田国際空港株式会社を設立することとしております。

第二に、会社の目的は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することとし、そのために行う事業の範囲等を定めることとしたております。

第三に、会社に対する国の助成及び監督に関する事項を定めることとしております。

第四に、公団から会社への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

そのほか、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

なお、公団から会社への移行の期日は平成十六

年四月一日と定めることいたしております。
以上が成田国際空港株式会社法案の趣旨でござります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

ツルネンマルティ君。

〔ツルネンマルティ君登壇、拍手〕

○ツルネンマルティ君 帰化した日本人、ツルネンマルティです。

民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題になりました成田国際空港株式会社法案について、扇国土交通大臣に質問させていただきます。

本会議での質問は私にとって初めてですので、法案に関する質問に入る前に、外国で生まれ育つた帰化した日本人として、参議院議員になれた私の立場と姿勢について一言述べさせていただきま

す。

私の日本の参議院議員としての任務が私に与えられたミッション、すなわち使命であると信じて

おります。繰上げ当選まで参議院選挙に三回挑戦し、三回とも次点でという結果がありました。し

かし、その三回の落選にもかかわらずくじけなかつた理由は、この使命を信じたことによるもの

だと思っています。その上、私を日本人として認めてくださった多くの有権者のおかげで今ここに立つことができているのだと思います。

官 報 (号 外)

議員になるまでの三十五年間、日本の社会の中で多くの方に大変お世話になり、心から感謝しています。昨年から国會議員の一人として務めさせていただくことによって、少しでも恩返しができればと頑張っているところです。日本社会への奉仕は私にとって言わばツルの恩返しなのです。二十四年前に日本に帰化しましたが、今振り返れば、この任務を果たすためであったと思っています。

日本に帰化したことは見合い結婚のようなものかもしれません。つまり、最初はまだ日本に対する愛が自分には見えていなかった。しかし、日本人とともに生活していくうちに、日本という国や国民を愛するようになったのです。結婚の場合でも、相手が完璧な者だから愛するのではなく、相手にも自分にも欠点がありますが、一緒になったのが運命であると信じているので愛が育っていくのです。私の日本との結婚においても、私は社会向上のために少しでも役に立ちたい、そんな姿勢で頑張っております。

皆様のように日本で生まれ育った者ではないので、当然いろいろなハンディキャップもありますが、その代わり、生まれ付きの日本人とは違った角度から日本を見詰めることができると願っています。

自己紹介をこのくらいにし、まず、今回の法案を例にして、参議院の役割について扇大臣の御意見を伺いたいと思います。

大半の法律案と同様、この成田国際空港株式会社法案も参議院より先に衆議院で審議されました。その審議記録の多くを読ませていただきまして、読みながら感じたことは、成田空港の民営化に対する問題点の多くは既に衆議院で質問されたり、それらに対する大臣の見解も明らかになっています。

また、衆議院において民主党はこの法案に賛成いたしました。したがって、私もこれから賛成の立場で質問することになります。

このようない場合を考えますと、参議院の役割が一体どこにあるのか、このような疑問を感じる国民も多くいるのではないかと思う。参議院は衆議院のカーボンコピーではあってはならないとか、参議院の本来の役割は良識の府であるべきとか、先輩たちも悩んできたと思います。

私は日本の国政には参議院が必要であると考えています。衆議院の出した結論に対し、参議院では慎重審議が求められます。特に、重要な法案では、衆議院だけでは審議が十分尽くせません。審議すべき法律の数が余りにも多いからです。だから参議院でも更に審議する必要があります。

参議院の更に大きな役割が国際社会の中における日本という国のビジョンを追求するところにあります。有事のことを考えると、やはり直接国の一管理の下に置くことが一番良いと思います。

関西空港と二年後開港予定の中部空港についても同じことが言えると思います。仮に、有事の際、一つの国際空港が被害を受け使用できなくなった場合、まだ二つの国際空港が残っています。それが、扇大臣の考え方、大臣の立場といいます。

いざれにしても、今回の成田空港の民営化も極めて重要な課題の一つでありますので、参議院でも十分な審議が必要であると思います。私もできる限り衆議院での審議の繰り返しにならないよう質問させていただきます。

成田国際空港は日本への主な空の玄関口と言われています。私は日本の玄関口と呼んでもよいのではと考えています。衆議院の審議の中で既に指摘されたとおり、民営化した後、最も懸念されることは、有事の際に、民営化された日本の玄関口が国を守る意味で直ちに有效地に使えるかどうかという問題です。

その懸念に対して、扇大臣は、それは大丈夫、心配りません、有事法制の中には成田空港は指定公共機関になっていますからと答弁を繰り返されておられたようですが、私はその認識は楽観過ぎだと思っています。なぜなら、日本の防衛は空に頼っているからです。国際空港のみでなく、日本の他の空港も、日本を守る大切な基地にもなります。有事のことを考えると、やはり直接国の一管理の下に置くことが一番良いと思います。

米軍横田基地の軍民共用化の可能性と意味についても、是非、扇大臣の意見を伺いたいと思います。

小泉首相は、先月二十三日に、ブッシュ大統領との会談で、横田の飛行場を民間航空機も使用できるようにと要請しました。ブッシュ大統領も検討を約束したとマスコミで報道されています。東京都の石原知事も横田基地を国内線に使うべきと以前から主張しています。国土交通大臣の見解をお願いします。

民営化とは直接関係ないかもしれません、海

お聞かせください。

平時でも、成田空港単独では首都圏の国際航空交通のニーズに的確に対応するのは極めて困難であります。扇大臣は羽田空港の国際化へ向けて尽力しているようですが、首都圏の二つの国際空港をどのように機能分担し、最大限にその能力を生かしていくのか、お聞かせください。

外から日本を訪れる方にとって、成田空港と羽田空港との距離が余りにも長く、とても不便であるとよく言われます。

例えば、ある国から九州の大分へ行きたいとする、まず成田に到着、それから一時間以上かけて羽田へ移動し、やっと国内線に乗り換え、大分に向かうことになります。成田と結ばれている国内線は、札幌、仙台、名古屋、大阪と福岡しかありません。他のところへ国内線で行きたい場合、乗換えのために羽田へ移動しなければなりません。この不便さを将来解決する方法がないのでしょうか。大臣の見解を伺います。

また、成田空港については、羽田空港だけでなく、都心からのアクセスにお金と時間が掛かるという評価が定着し、その改善を求める声が強いのが現状です。今後は成田高速鉄道のアクセスの整備によって改善することが見込まれていますが、開業へ向けたスケジュール、巨額の出資が見込まれる空港会社の負担見通し及び目標とする運賃基準について見解を伺います。

最後に、成田空港は株式会社になった後の環境対策と共生策の継続について質問いたします。

内陸型空港である成田空港は周辺住民の協力なくしては成り立たない空港であります。将来の完全民営化へ向けて、関係する自治体からは環境対策、共生対策が後退するのではないかとの懸念があるようですが、今後とも環境保全のための継続した対策をどのように担保していくのか、扇大臣

の答弁を求めます。

以上、私の質問でお分かりになつたことだと思いますが、私は個人として、日本の玄関口である成田国際空港の民営化が有事などのことを考えるに本当に進むべき道であるかどうか、懸念を持っています。しかし、私の懸念とは関係なく民営化は進められるでしょう。

今回の法律提出の背景を踏まえ、私が最後に指摘しておきたいことは、日本という島国の存立に欠かせない国際空港の整備が果たして国家国民のために戦略的になされているかという疑問です。そこで、この疑問を晴らすべく、扇大臣の今後へ向けた決意を最後にお伺いして、私の初めての本会議質問を終わらせていただきます。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) ツルネンマルティイさんが日本に帰化して二十五年、国会の壇上に立って質問をしてくださるというのは、やっぱり日本がこれだけ戦後から初めて壇上に帰化した人に念じておられます。

是非、ツルネンマルティイさんも、今後も参議院の質向上と国民のための参議院であるということには是非御協力を賜りたいと存じます。

多くの質問をいただきましたけれども、時間の関係でなるべく、委員会にまた再度御質問くださいました。私は、そういう精神が日本人に薄くなりつつあるところに改めてそういう気持ちを吐露していただいたことに心から敬意を表し、今後も参議院議員として頑張っていただきたいと思います。

念したいと思いますし、そして、参議院の役割についてという御質問を冒頭にいただきました。

これは、長年参議院で議論をされて、衆参の在り方というものを議論してまいりましたけれども、私はこの国会ほど意義深い国会はなかったと思います。

それは、今まで衆参で同じような予算委員会がテレビ中継をされておりました。まして、決算委員会は二年、三年前の決算を時期後れで、しかも国会閉会中に審議をしておりましたが、この国

に決算委員会が同時に採決される時に至ったことは、私は参議院にとっては衆議院と違う大きな第一歩がこの国会によつてしるされたと思って心から私は敬意を表したいと思いますし、それこそ衆議院と違った参議院の在り方、補完材料だけではなく、参議院独自の私は政策と進み方があるということと、心から参議院の皆さん方の良識に敬意を表し、我々も最大限の努力をしていきたいと念じております。

そして、具体的には、成田空港、御存じのとおり、国が責任を持って二千五百メートルの平行滑走路の整備を進めなければ、今は暫定滑走路、二十五年たって暫定という言葉が取り除くことができるのは大変私は残念だと思っておりますので、これも空港の運営面で経営の効率化と利用者のサービスの向上を図ることによって、その国際拠点空港としての役割の充実とそして強化を今後つけていかなければならないと思っております。

一方、羽田空港につきましては、現状においての御質問がございました。

私は、六月六日に成立いたしました武力攻撃事態法において、公益的な事業を営む法人で政令で定めるものについては有事の際に協力を求めることができる明記されています。そういう意味では、当該法人が必要な措置を実施して、その責務を有するというのは当然のことです。

そのため、空港が民営化された場合においても政令でこれを指定することができます。また有事の際に適切な対応ができるということを確信しております。

そして、その次に、成田空港と羽田の機能分割の話がどうなるかというお話をございました。これは、成田空港と羽田空港、御存じのとおり首都圏の二大空港でございますけれども、私は、両者が相互に補完し合つて旺盛な首都圏の空港需要に私はこたえていくべきであろうということが念じております。

そして、具体的には、成田空港、御存じのとおり、国が責任を持って二千五百メートルの平行滑走路の整備を進めなければ、今は暫定滑走路、二十五年たって暫定という言葉が取り除くことができるのは大変私は残念だと思っておりますので、これも空港の運営面で経営の効率化と利用者のサービスの向上を図ることによって、その国際拠点空港としての役割の充実とそして強化を今後つけていかなければならないと思っております。

私は、六月六日に成立いたしました武力攻撃事

も、深夜、早朝、夜十一時から朝の六時まででございますけれども、国際旅客のチャーター便の就航、週七十便認めております。これも再拡張を急ぐことによって国内線の需要に対応した発着枠を確保できるということで、一定量の国際定期便を受け入れることを今論議しつつあるというのが本年の今の事情でございます。

それから、成田空港の発着回数についても容量として御質問がございました。

これに関しては、大規模、内陸の空港であるということで、御存じのとおり、ツルネンマルティさんもおっしゃいました騒音公害の問題、これは内陸でございますので、そういう意味では内陸空港の持つ私は宿命としてこの騒音問題というものを大きな配慮をしなければならない。そのことによって、現在、年間二十万回が限度とされております。それは内陸空港の難しいところでございますけれども、私は、回数を増加する場合には、今後も地元との協議というものを抜きに私は語れないと思っております。

今後、成田空港の空港容量の拡大、これは重要な課題でございます。なぜなれば、今、三十五か国が乗り入れの申込みをして順番を待っています。これも今の三十五か国という数字が、成田がきちんとしなければやがては日本に来なくなるという危険性も私は有していると思いますので、本来の二千五百メートルの平行滑走路等の早期の整備というものが私はこのウエーティングしている

三十五か国に対しても私は礼儀であろうと思っておりますので、国としてまた地元と協議しつつ、私は発着回数の増大というものを図らなければ国際国家として成り立たないというのが、今大事なところへ來ているというのが認識でございます。それから、横田空港とのお話がございました。

本件につきまして、今おっしゃいましたように、五月の二十三日に開催されました日米首脳会談におきまして、小泉総理より、横田の飛行場の何らかの形で民間との共用化、これができないかと申入れをさせていただいて、一層これが活用できないかということに対する回答は、ブッシュ大統領も、これを提案されて、日米の共同で検討してくださいといふことが返ってきておりますので、これは空域の問題、そして民間との共用に対しての、特にこれも地元との話し合いが、近隣の皆さんのお理解が得られなければできないことですので、今後その理解を得ることも含めて検討してまいりたいと考えております。

それから、成田空港と国内線の乗り継ぎについてのお話がございました。

この御質問に関しましては、御存じのとおり、成田空港と地方空港を結ぶ国内線の充実、これは国内線と国際線の乗り継ぎの利便性あるいはその向上を図った上で大変重要な課題でございます。なぜなれば、御存じのとおり、成田空港は内陸型空港ということで夜十一時から午前六時までは運航停止でございます。離発着ができません。そ

ういう意味では、国際空港の二十四時間オープンにはほど遠い体制でございましたけれども、今年の四月の二十五日から、夜の十一時から朝の六時までは羽田空港を離発着可能ということにいたしましたので、やっと今年の四月二十五日から成田と羽田両方で二十四時間オープン体制が初めて取れたというのが現段階でございます。

ただ、今おっしゃいましたように、国内線に乗換えるのに、成田から羽田の国内線に乗り換えるのに、残念ながら、タクシーにお乗りになります。したがって、二千円、それにプラス高速道路が一千五百円という、大変外国の皆さんには想像できない国際線と国内線の乗り継ぎでございますので、これも、今後はその利便さを図るためにこの四地区と便数が拡充されるように、今後とも成田空港の国内線の拡充、成田に国内線の乗り継ぎが少のうござりますので、それも考えていかなければならぬ問題だと思っております。

その次に、成田高速鉄道アクセスの御質問をいたしました。

現在、日本の表玄関でございます成田空港と都心の間の所要時間は、JRの成田エクスプレスあるいは京成電鉄のスカイライナーを利用して五十分台掛かっております。それを、今回は成田空港—都心間を世界に比べて遜色のない三十六分で結ぶ成田高速鉄道アクセスの整備を進めているところでございます。これも、七月に事業主体であります成田高速鉄道アクセス株式会社に対して鉄

道事業の許可を行ったところでございますので、今後は平成二十二年度の開業を目指して、環境アセス調査、建設の工事等を確実に進めてまいりたいと考えております。

運賃につきましても、この路線が成田空港への基幹アクセスになることから、他の鉄道事業者の運賃水準を踏まえて、利用者が利用しやすい水準に考えていただきたいと思っております。

そして、成田空港における民営化の環境保全対策についてのお尋ねをいただきました。

成田空港におきましても、御存じのとおり、大規模な内陸空港であることは申し上げたとおりでございます。反対運動の経緯から、環境対策、そして共生策は経営形態のいかんにかかわらず確実かつ適切に実施されることが必要不可欠であるのは御存じのとおりでございます。

したがいまして、この法案では、環境対策、共生策を空港会社の事業として明記するとともに、これらの事業を営むことが会社の責務であることを明記いたしております。また、事業計画の認可、空港会社に対する監督命令等の規制を受けても、國の責務が果たされるようになっております。

国土交通省としましても、空港会社の経営の自主性を尊重しつつ、地域と空港の共生という点を私たちは理念の下に、適切に今後も指導してまいりたいと思っております。

最後に、国際空港の役割についての御質問がございました。

ざいました。

特にアジアの諸国、近隣のどこを見ましても、

大規模空港が整備されて、我が国の空港に寄らな

くとも、日本をまたいで近隣の整備された空港、

また着陸料が三分の一という状況では日本は孤立

せざるを得ません。そういう状況の中で、このた

めにも成田空港、羽田空港、関西国際空港及び中

部国際空港といった国際拠点空港を、空港整備事

業の七四・一%を投入して、その重要な整備に今

後も取り組んでいきたいと存じております。

今後とも、二十一世紀のグランドデザインを念

頭に置きながら、所要の財源を確保しながら投資

の重点化を図っていく、そのことが、我が国の玄

関口としてふさわしい国際拠点空港の整備に積極

的に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 使用済燃料管理

及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

長松村龍一君。

した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、放射性廃棄物等安全条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律する法令上

の枠組みを定めること等を締約国に義務付けることにより、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の

高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること等を目的とするものであります。

次に、特定通常兵器使用禁止制限条約の改正は、この条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、放射性廃棄物等安全条約の履行のための国内措置、高レベル放射性廃棄物の国際管理、特定通常兵器使用禁止制限条約の改正の途上国による締結の促進、クラスター爆弾や小型武器の規制に向けた取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
二百三十二

賛成

反対

よって、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長海野徹君。

○議長(倉田寛之君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案は、特定産業廃棄物に起因する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する起債の特例、その他の措置を講じようとするものであります。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における廃棄物の処理を改めぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について定めるとともに、廃棄物の広域的処理について許可に代わる認定制度を新設するほか、廃棄物の不法投棄に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、青森・岩手県境不法投棄事案における行政の責任、排出事業者等の責任を徹底化する必要

○議長(倉田寛之君) 日程第三 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案

日程第四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上両件を一括して議題といたします。

性、拡大生産者責任が法案に盛り込まれなかつた理由、産業廃棄物税導入の是非等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取、青森・岩手県境の不法投棄現場における現地調査を行いました。

質疑を終了した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本共産党的岩佐委員より、産業廃棄物の不法投棄に係る土地の所有者等の責任の強化等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律案については多数をもつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案については、修正案を否決した後、多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

官報(号外)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 二百三十二 反対 一百六十六 賛成 二百三十

賛成 一百六十六 反対 二十六

よって、両案は可決されました。(拍手) 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

株式会社を民営化しようとするものであります。委員会におましましては、参考人から意見を聴取するとともに、電気事業及びガス事業の自由化範囲の拡大に係る理念、原子力発電についての投資環境整備の在り方、電源開発株式会社の民営化に当たっての財務基盤強化の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し九項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) 出席者は左のとおり。

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。午前十時四十二分散会

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議員	大江 康弘君	山本 香苗君	平野 達男君	渡辺 孝男君
議長	倉田 寛之君	森 ゆうこ君	高橋 紀世子君	岩本 庄太君
副議長	本岡 昭次君	高野 博師君	森下 博之君	加藤 修一君
	島袋 宗康君	荒木 清寛君	島袋 宗康君	中島 啓雄君
	松 あきら君	木村 仁君	木村 仁君	福本 潤一君
	木村 仁君	田村 秀昭君	田村 秀昭君	山下 栄一君
	平野 貞夫君	山口 那津男君	山口 那津男君	佐々木知子君
	弘友 和夫君	魚住裕一郎君	山本 保君	山本 保君

○議長(倉田寛之君) 日程第五 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告書を求めます。経済産業委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。

本法律案は、電気事業及びガス事業について、ネットワーク部門の公平性、透明性に対する市場参加者の信頼等を確保するため、託送供給に係るアクセス情報等を利用することの禁止、ネットワーク部門の収支の明確化等の措置を講ずるとともに、電源開発促進法を廃止し、電源開発

投票総数

二百三十二

官 報 (号 外)

平成十五年六月十一日 参議院会議録第三十二号

議長の報告事項
一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

外交防衛委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

行政監視委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

財政金融委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

文教科学委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

農林水産委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

経済産業委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

環境委員会

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

予算委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

国家基本政策委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

農林水産委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

文教科学委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

外交防衛委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

行政監視委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

財政金融委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

決算委員

又市 征治君 準備
又市 征治君 準備

総務委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

行政監視委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

財政金融委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

文教科学委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

農林水産委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

経済産業委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

環境委員会

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

予算委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

国家基本政策委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

農林水産委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

文教科学委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

外交防衛委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

行政監視委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

財政金融委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

山根 隆治君
内藤 正光君

内藤 正光君
内藤 正光君

総務委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

行政監視委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

財政金融委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

文教科学委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

農林水産委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

経済産業委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

環境委員会

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

予算委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

国家基本政策委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

農林水産委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

文教科学委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

外交防衛委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

行政監視委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

財政金融委員

内藤 正光君 準備
内藤 正光君 準備

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
種苗法の一部を改正する法律案
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案
独立行政法人日本学生支援機構法案
独立行政法人海洋研究開発機構法案
同日委員長から次の報告書が提出された。
使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣案第七号）審査報告書
過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣案第八号）審査報告書
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第四八号）審査報告書
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八九号）審査報告書
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第七九号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
「心神喪失等医療觀察法案」に関する質問主意書（平野貞夫君提出）（第三三号）
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する質問に対する答弁書（第一九号）

官報 (号外)

第五章 雜則

第二十七条 國境を越える移動

(iv) 使用されなくなった密封線源

第二十八条 使用されなくなった密封線源

それについても同様の安全の目的を達成すべきことを認識し、

第六章 締約国の会合

第二十九条 準備会合

第三十条 検討会合

第三十一条 特別会合

第三十二条 報告

第三十三条 出席

第三十四条 概要についての報告

第三十五条 言語

第三十六条 秘密性

第三十七条 事務局

第七章 最終条項その他の規定

第二十八条 意見の相違の解決

第二十九条 署名、批准、受諾、承認及び加

第八章 入

第四十条 効力発生

第四十一条 この条約の改正

第四十二条 廃棄

第四十三条 寄託者

第四十四条 正文

前文

(i) 締約国は、

(ii) 原子炉の運転が使用済燃料及び放射性廃棄物を発生させ並びに原子力技術をその他の方で利用することも放射性廃棄物を発生させること。

ることを認識し、

(ii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のいきことを認識し、

(iii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安

全のために適正な措置が計画され及び実施されることを確保することが国際社会にとって重要であることを再確認し、

(iv) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安

全に関する問題について公衆に周知させることが重要であることを認識し、

(v) 原子力安全文化を十分かつ世界的に醸成することを希望し、

(vi) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安

全を確保する最終的な責任は国が負うことを再確認し、

(vii) 燃料サイクル政策の定義はそれぞれの国が行うこと、すなわち、使用済燃料を再処理することができる有益な資源であると考える国もあれば、使用済燃料を処分することを選択する国もあることを認識し、

(viii) いかなる国も、外国の使用済燃料及び放射性廃棄物の自國の領域内への輸入を禁止することを認識し、

(ix) 原子力の安全に関する条約(千九百九十四年)、原子力事故の早期通報に関する条約(千九百八十六年)、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約(千九百八十六年)、核物質の防護に関する条約(千九百八十年)、千九百九十四年に改正された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防

用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を向上させるに当たり、国際協力をを行うことが重要であることを確認し、

(x) 開発途上国(特に後発開発途上国)及び移行経済国(ニーズに留意し、並びにこれらの国が各締約国の取組を奨励する)の条約に定める権利及び義務を履行することを支援する既存の制度の活用を促進するとの必要性に留意し、

(xi) 放射性廃棄物は、その管理の安全と両立する限り、それが発生した国において処分されるべきものであることを確信しつつ、特定の場合、特に放射性廃棄物が共同事業により発生する場合には、いずれかの締約国の施設をその他の締約国のために利用するという締約国間の合意によって、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ効率的な管理が助長され得ることを認識し、

(xii) 千九百九十二年にリオデジャネイロにおける国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ二十一第二十二章において放射性廃棄物の安全なかつ環境上適正な管理が最も重要であり放射性物質の輸送の安全に関する既存の国際基準に規定する諸原則に留意し、

(xiii) 一千九百九十二年にリオデジャネイロにおける国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ二十一第二十二章において放射性廃棄物の安全なかつ環境上適正な管理が最も重要であることが再確認されたことを想起し、

(xiv) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(千九百八十九年)第一條③に規定する放射性物質について特に適用される国際的な規制の制度を強化することが望ましいことを認識して、

(xv) 第一章 目的、定義及び適用範囲

(i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む。)の拡充を通じ、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。

(ii) 現在及び将来において電離放射線による有

止に関する条約その他関連する国際文書に留意し、

(xvi) 「電離放射線に対する防護及び放射線源の

安全のための国際基本安全基準」(千九百九十六年)、「放射性廃棄物管理の原則」という国際原子力機関の安全原則(千九百九十五年)及び放射性物質の輸送の安全に関する既存の国

害な影響から個人、社会及び環境を保護するため、将来の世代の必要及び願望を満たすことを阻害することなく現在の世代の必要及び願望を満たすよう、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階において潜在的な危険に対する効果的な防護を確保すること。

(iii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による影響を伴う事故を防止し、及び事故が発生した場合にはその影響を緩和すること。

第二条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「閉鎖」とは、使用済燃料又は放射性廃棄物を処分施設に定置した後のすべての作業の完了をいい、その作業には、当該施設を長期的に安全な状態にするために必要な最終工事その他の作業を含む。
- (b) 「廃止措置」とは、原子力施設(処分施設を除く。)について規制上の管理を終止するためにとるすべての措置をいう。これらの措置には、汚染の除去及び解体に伴う措置を含む。
- (c) 「排出」とは、規制された原子力施設から通常の使用の間に発生する液体状又は気体状の放射性物質の環境への計画され、かつ、制御された放出であって、規制機関によって認められた限度内において適法な行

為として行われるものという。

(d) 「処分」とは、使用済燃料又は放射性廃棄物を、再び取り出す意図を有することなく適当な施設に定置することをいう。

(e) 「許可」とは、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理に関する活動を実施するために規制機関が与える権利、承認又は証明をいう。

(f) 「原子力施設」とは、民生用の施設並びにこれに関連する土地、建物及び設備であつて、放射性物質が安全について考慮を要する規模で製造され、加工され、使用され、取り扱われ、貯蔵され又は処分されるものをいう。

(g) 「使用期間」とは、使用済燃料管理施設又は放射性廃棄物管理施設がその本来の目的のために使用される期間をいう。処分施設については、使用期間は、使用済燃料又は放射性廃棄物が当該施設に最初に定置された時に開始し、当該施設が閉鎖された時に終了する。

(h) 「放射性廃棄物」とは、気体状、液体状又は固体状の放射性物質であつて、更に使用されることについて締約国又は締約国が自然人若しくは法人の決定を受け入れる場合には当該自然人若しくは法人によって予定されておらず、かつ、締約国の法令上の枠組みの下で規制機関により放射性廃棄物と

して管理されているものをいう。

(i) 「放射性廃棄物管理」とは、放射性廃棄物の取扱い、前処理、処理、調整、貯蔵又は処分に関するすべての活動(廃止措置にかかる活動を含む。)をいい、排出を含み、敷地外の輸送を除く。

(j) 「放射性廃棄物管理施設」とは、放射性廃棄物管理を主たる目的とする施設又は設備をいい、締約国が放射性廃棄物管理施設として指定した場合にのみ、廃止措置の過程にある原子力施設を含む。

(k) 「規制機関」とは、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する側面を規制する法的権限(許可の付与を含む。)を締約国によって与えられた機関をいう。

(l) 「再処理」とは、更に使用するために使用済燃料から放射性同位元素を抽出することを目的とした工程又は作業をいう。

(m) 「貯蔵」とは、再び取り出す意図を有して、閉じ込める施設において使用済燃料又は放射性廃棄物を保有することをいう。

(n) 「通過国」とは、原産国及び仕向国以外の国であつて、自国の領域を通過する国境を越える移動が計画され又は行われているものをいう。

(o) 「密閉線源」とは、容器に常時密封され又は密接に結合された固体状の放射性物質をいい、原子炉燃料要素を除く。

(p) 「使用済燃料」とは、原素炉の炉心において照射を受け、その炉心から永久に除去された核燃料をいう。

(q) 「使用済燃料管理」とは、使用済燃料の取扱い又は貯蔵に関連するすべての活動をいい、排出を含み、敷地外の輸送を除く。

(r) 「原産国」とは、自國からの国境を越える移動が開始されたことが計画され又は開始されている国をいう。

管理を主たる目的とする施設又は設備をいう。

(s) 「仕向国」とは、自國への国境を越える移動が計画され又は行われている国をいう。

(t) 「原産国」とは、自國からの国境を越える移動が開始されたことが計画され又は開始されている国をいう。

第三条 適用範囲

1 この条約は、使用済燃料管理の安全について適用する(その使用済燃料が民生用の原子炉の運転から発生する場合に限る。)。締約国が再処理は使用済燃料管理の一部であると言宣言しない限り、再処理に関する活動の一部として再処理施設において保有される使用済燃料は、この条約の適用範囲に含まない。

2 この条約は、放射性廃棄物管理の安全について適用する(その放射性廃棄物が民生の利用から発生する場合に限る。)。ただし、この条約

は、自然界に存在する放射性物質のみを含む廃棄物であつて核燃料サイクルから発生するものではないものについては適用しない。もっとも、密封線源であつて使用されなくなる場合又はそれぞれの締約国がこの条約の適用を受ける放射性廃棄物であると宣言した場合は、この限りでない。

3)この条約は、それぞれの締約国がこの条約の適用を受ける使用済燃料又は放射性廃棄物であると宣言する場合を除くほか、軍事上又は防衛上の施策における使用済燃料又は放射性廃棄物の管理の安全については適用しない。ただし、この条約は、軍事上又は防衛上の施策によって発生する使用済燃料又は放射性廃棄物が民生用の施策のために永久に移転され、専ら当該施策において管理される場合には、当該使用済燃料又は放射性廃棄物の管理の安全について適用する。

官 第二章 使用済燃料管理の安全

第四条 安全に関する一般的な条件

締約国は、使用済燃料管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適切な措置をとる。

このため、締約国は、次のことをために適切な

措置をとる。

(i) 隣界について及び使用済燃料管理の間に発生する残留熱の除去について適切な対処を確保すること。

(ii) 自国が採用した燃料サイクル政策の類型に即して、使用済燃料管理に関連する放射性廃棄物の発生が実行可能な限り最小限にとどめられることを確保すること。

(iii) 使用済燃料管理における異なる段階が相互に依存していることを考慮に入れること。

(iv) 國際的に認められた基準に妥当な考慮を払った自国の国内法の枠組みにおいて、規制機関によって承認された適切な防護方法を自國において適用することにより、個人、社会及び環境を効果的に保護すること。

(v) 現在の世代に許容されている影響よりも大きな影響であつて合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。

(vi) 将来の世代に不当な負担を課すことと避けることを目標とすること。

可能な改善が行われることを確保するため、適切な措置をとる。

第六条 計画されている施設の立地

1 締約国は、計画されている使用済燃料管理施設に関し、次のことについて手続が定められ及び実施されることを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 当該施設の使用期間中その安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること。

(ii) 当該施設が個人、社会及び環境に対しても及ぼすおそれのある安全上の影響を評価すること。

(iii) 当該施設の安全に関する情報を公衆が利用可能なものとすること。

(iv) 当該施設が影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、当該施設の近隣にある締約国と協議を行い、及び当該施設が当該締約国の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について当該締約国が評価することを可能とするため当該施設に関する一般的なデータを当該締約国に要請に応じて提供すること。

(v) 現在の世代に許容されている影響よりも大きな影響であつて合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。

(vi) 将来の世代に不当な負担を課すことと避けることを目標とすること。

第七条 施設の設計及び建設

締約国は、次のことを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響(排出又は制御されない放出によるものを含む。)を制限するための適切な措置がとられること。

(ii) 設計段階において、使用済燃料管理施設の廃止措置に関して想定される手順及び必要に応じ当該廃止措置に関する技術的な規定が考査されること。

(iii) 使用済燃料管理施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験、試験又は解析により裏付けられること。

(iv) 締約国は、次のことを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 使用済燃料管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であつて、当該施設がもたらす危険について適切であり、かつ、その使用期間を対象とするものが実施されること。

(ii) 使用済燃料管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとされること。

第八条 施設の安全に関する評価

締約国は、次のことを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 使用済燃料管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であつて、当該施設が他の締約国に認め難い影響を及ぼさないことを確保するため、適切な措置をとること。

(ii) 使用済燃料管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとされること。

第五条 既存の施設

締約国は、この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している使用済燃料管理施設の安全について検討し及び当該施設の安全性を向上させるために必要な場合にはすべての合理的に実行

官報(号外)

第九条 施設の使用

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 使用済燃料管理施設の使用の許可が、前条に規定する適当な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として与えられること。
- (ii) 試験、使用的経験及び前条に規定する評価から得られる使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されること。
- (iii) 使用済燃料管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従つて行われること。
- (iv) 使用済燃料管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であること。
- (v) 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失すことなく報告すること。
- (vi) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられること。
- (vii) 使用済燃料管理施設の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を用いて作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。

第十条 使用済燃料の処分

締約国が使用済燃料を処分するものとして自国の法令上の枠組みに従つて指定した場合には、当該使用済燃料の処分は、次章に定める放射性廃棄物の処分に関する義務に従うものとする。

第三章 放射性廃棄物管理の安全

第十一条 安全に関する一般的な要件

締約国は、放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による危険その他の危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。

このため、締約国は、次のことのために適当な措置をとる。

(i) 隣界について及び放射性廃棄物管理の間に発生する残留熱の除去について適切な対処を確保すること。

(ii) 放射性廃棄物の発生が実行可能な限り最小限にとどめられることを確保すること。

(iii) 放射性廃棄物管理における異なる段階が互に依存していることを考慮に入れること。

(iv) 國際的に認められた基準に妥当な考慮をすること。

(v) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられること。

(vi) 使用済燃料管理施設の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を用いて作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。

きな影響であつて合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。

(vii) 将来の世代に不当な負担を課することを避けることを目標とすること。

第十二条 既存の施設及び過去の行為

締約国は、次のことのため、相当な期間内に適当な措置をとる。

(i) この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している放射性廃棄物管理施設の安全について検討し、及び当該施設の安全性を向上させるために必要な場合にはすべての合理的に実行可能な改善が行われることを確保すること。

(ii) 放射線量の減少による損害の減少が、介入による害及び介入の費用(社会的費用を含む。)を正当化するために十分であるべきことに留意して、何らかの介入が放射線防護のために必要であるか否かについて決定するため、過去の行為の結果を検討すること。

(iii) 当該施設が他の締約国に認め難い影響を及ぼさないことを確保するため、適当な措置をとる。

第十三条 計画されている施設の立地

- 1 締約国は、計画されている放射性廃棄物管理施設に關し、次のことについて手続が定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。
- 2 締約国は、1の規定を実施するに当たり、第十二条に定める安全に関する一般的な要件に従いに規定する施設の設置場所を決めるにとより当該施設が他の締約国に認め難い影響を及ぼさないことを確保するため、適当な措置をとる。

第十四条 施設の設計及び建設

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 当該施設の使用期間中及び処分施設の閉鎖後にもその安全に影響を及ぼすおそれのある立地に關するすべての関連要因を評価するこ
- (ii) 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響(排出又は制御されない放出によるものを含む。)を制限する

ための適切な措置がとられること。

(ii) 設計段階において、放射性廃棄物管理施設（処分施設を除く。）の廃止措置に関して想定される手順及び必要に応じ当該廃止措置に関する技術的な規定が考慮されること。

(iii) 設計段階において、処分施設の閉鎖のための技術的な規定が作成されること。

(iv) 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験、試験又は解析により裏付けられること。

第十五条 施設の安全に関する評価

締約国は、次のこととを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 放射性廃棄物管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であって、当該施設がもたらす危険について適切であり、かつ、その使用期間を対象とするものが実施されること。

(ii) 処分施設の建設前に、閉鎖後の期間についての安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施され、規制機関が定めた基準に従ってその結果が評価されること。

(iii) 放射性廃棄物管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとされること。

第十六条 施設の使用

締約国は、次のことを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 放射性廃棄物管理施設の使用の許可が、前条件に規定する適切な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として与えられること。

(ii) 試験、使用の経験及び前条に規定する評価から得られる使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されること。

(iii) 放射性廃棄物管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従って行われること。処分施設については、このようにして得られた結果が、前提条件の妥当性を検証し及び検討するため並びに前条に規定する閉鎖後の期間についての評価を更新するために利用されること。

(iv) 放射性廃棄物管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であること。

(v) 放射性廃棄物の特性の決定及び分別のための手続が適用されること。

(vi) 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失すことなく報告すること。

(vii) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じて

その結果に基づいて行動がとられること。

(viii) 放射性廃棄物管理施設（処分施設を除く。）の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によつて検討されること。

(ix) 処分施設の閉鎖のための計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によつて検討されること。

(x) 処分施設の閉鎖後につき、このようにして得られた結果が、前提条件の妥当性を検証し及び検討するため並びに前条に規定する閉鎖後の期間についての評価を更新するために利用されること。

(xi) 当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であつて、規制機関が要求するものが保存されること。

(xii) 必要な場合には、監視、立入制限等の能動的又は受動的な制度的管理が実施されること。

(xiii) 能動的な制度的管理の間に放射性物質の環境への計画されていない放出が検出された場合において、必要なときは、介入措置を実施すること。

(xiv) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理における異なる段階に關係する機関の責任の明確な分担

(xv) 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

(xvi) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理における異なる段階に關係する機関の責任の明確な分担

(xvii) 締約国は、放射性物質を放射性廃棄物として規制するか否かについて検討するに当たり、この条約の目的に妥当な考慮を払う。

(xviii) 締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令を遂行するための適當な権限、財源及び人的資

第十九条 法令上の枠組み

1 締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物の安全管理を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。

2 法令上の枠組みは、次の事項について定めること。

1 放射線からの安全について適用される国内的的安全に関する要件及び規制

2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する活動を許可する制度

3 許可を受けることなく使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設を使用することを禁止する制度

4 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

5 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

6 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

7 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

8 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

9 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

10 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

11 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

12 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

13 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

14 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

15 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

16 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

17 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

18 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

第四章 安全に関する一般規定

第十八条 實施のための措置

締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令を遂行するための適當な権限、財源及び人的資

第二十条 規制機関

1 締約国は、前条に定める法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定するものとし、当該機関に対し、その任務を遂行するための適當な権限、財源及び人的資

源を与える。

2 締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の管理及び規制の双方に関係している組織において規制を行う任務がその他の任務から効果的に独立していることを確保するため、自国の法令上の枠組みに従い適切な措置をとる。

第二十一条 許可を受けた者の責任

1 締約国は、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理の安全のための必要な責任は関係する許可を受けた者が負うことを確保するものとし、許可を受けた者がその責任を果たすことを確保するため、適切な措置をとる。

2 許可を受けた者又は責任を有するその他の者が存在しない場合には、使用済燃料又は放射性廃棄物について管轄権を有する締約国がその責任を負う。

第二十二条 人的資源及び財源

締約国は、次のことを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中、必要に応じ、安全に関する活動のために、能力を有する職員が利用可能であること。

(ii) 使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中並びにこれらの施設に係る全の確保を支援するために、適切な財源が利用可能であること。

(iii) 適切な制度的管理及び監視措置が処分施設の閉鎖後必要と認める期間継続されることを可能にするために、財源が確保されること。

第二十三条 品質保証

締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全についての品質保証に関する適切な計画が作成され及び実施されることを確保するため、必要な措置をとる。

第二十四条 使用に際しての放射線防護

1 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中次のことを確保するため、適切な措置をとる。

(i) 経済的及び社会的な要因を考慮に入れて、作業員及び公衆がこれらの施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること。

(ii) いかなる個人も、通常の状態において、自己が定める線量の限度であつて放射線防護に関する国際的に認められた基準に妥当な考慮を払ったものを超える放射線量にさらされないことを。

(iii) 放射性物質の環境への計画されておらず又は制御されていない放出が発生した場合には、その放出を制御し及びその影響を緩和するため、適切な措置をとる。

第二十五条 緊急事態のための準備

1 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び敷地外の適切な緊急事態計画が準備されることを確保する。この緊急事態計画は、適切な頻度で検証すべきである。

2 締約国は、自國の領域の近隣にある使用済燃料管理施設又は放射性廃棄物管理施設における放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、自國の領域に係る緊急事態計画を作成し及び検証するため、適切な措置をとる。

第二十六条 廃止措置

締約国は、原子力施設の廃止措置の安全を確保するため、適切な措置をとる。この措置は、次のことを確保するものとする。

な限り低く維持されるよう排出が制限されること。

(ii) いかなる個人も、通常の状態において、自己が定める線量の限度であつて放射線防護に關して国際的に認められた基準に妥当な考慮を払ったものを超える放射線量にさらされないよう排出が制限されること。

(iii) 緊急事態のための準備に関する前条の規定が適用されること。

第二十七条 国境を越える移動

1 国境を越える移動に關係している締約国は、この移動がこの条約及び関連する拘束力のある国際文書の規定に合致する方法で実施されることを確保するため、適切な措置をとる。

このため、

(i) 原産国である締約国は、国境を越える移動が、仕向国に事前に通報され及び仕向国との同意がある場合にのみ認められ及び実施されるることを確保するため、適切な措置をとる。

(ii) 通過国を通過する国境を越える移動は、用いられる特定の輸送方式に關係する国際的な義務に従う。

(iii) 仕向国である締約国は、この条約に合致する方法で使用済燃料又は放射性廃棄物を管理する方法で必要な事務上及び技術上の能力並びに規制の体系を有する場合にのみ、国境を越える移動に同意する。

(i) 能力を有する職員及び適切な財源が利用可能であること。

(ii) 作業に際しての放射線防護、排出及び計画されておらず又は制御されていない放出に関する二十四条の規定が適用されること。

(iii) 緊急事態のための準備に関する前条の規定が適用されること。

第五章 雜則

別報告の形式及び構成に関する指針		第三十一条 特別会合
(b) 報告の提出の日	(i) 締約国は、出席しかつ投票する締約国の過半数が同意する場合	(i) 会合に出席しかつ投票する締約国の過半数が同意する場合
(c) 報告の検討のための手続	(ii) 締約国は、書面による要請がある場合において、第三十七条に規定する事務局が当該要請を締約国に通報し、かつ、締約国の過半数が当該要請を支持する旨事務局に通知したとき。この場合において、特別会合は、その通知の後六箇月以内に開催される。	(ii) 締約国は、書面による要請がある場合において、第三十七条に規定する事務局が当該要請を締約国に通報し、かつ、締約国の過半数が当該要請を支持する旨事務局に通知したとき。この場合において、特別会合は、その通知の後六箇月以内に開催される。
第二十八条 使用されなくなった密封線	1 締約国は、自国の国内法の枠組みにおいて、使用されなくなった密封線の保有、再生又は処分が安全な方法で行われることを確保するため、適切な措置をとる。	1 締約国は、第三十条の規定に従い、締約国は、第三十二条の規定に従って提出された報告を検討するための会合(「検討会合」)を開催する。
官報(号外)	2 締約国は、自国の国内法の枠組みにおいて、使用されなくなった密封線源を受領し及び保有する資格を有する製造者に使用されなくなった密封線源が返還されることを認める場合には、当該使用されなくなった密封線源を自国の領域内に戻すことを認める。	2 締約国は、各検討会合において次のことを行う。
(i) 国際法に定めるところにより、海洋及び河川における航行並びに航空に関する権利及び自由がすべての国の船舶及び航空機によって行使されること。	1 この条約の効力発生の日の後六箇月以内に、締約国は、準備会合が開催される。	1 この報告には、また、次の事項を含める。
(ii) 処理のために放射性廃棄物が輸出された締約国が、当該処理後に当該放射性廃棄物その他の物質を原産国へ返還し又は返還するための措置をとる権利を有すること。	2 締約国は、準備会合において、	(i) この条約の対象となる使用済燃料管理施設の一覧表。この一覧表には、これらの施設の所在地、主要な目的及び重要な特徴を含め明を求めるための妥当な機会を与える。
(iii) 再処理のために使用済燃料が輸出された締約国が、再処理工程から発生した放射性廃棄	(i) 次回の検討会合の日を決定する。検討会合の間隔は、三年を超えてはならない。	(ii) 放射性廃棄物を定義し、区分するために用いられた基準
(iv) 再処理のために使用済燃料を輸出する権利を締約国が有すること。	(ii) 前条2の規定に基づいて定める事項を再検討することができるものとし、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサス方式によりその改正を採択することができ。締約国は、また、コンセンサス方式により手続規則及び財政規則を改正することができる。	(iii) 放射性廃棄物管理に関する行為
(a) 第三十二条の規定に従って提出される国	(iii) 特に、手続規則に従い、次の事項に関する規則を定める。	(iv) 放射性廃棄物管理に関する行為
	(iv) サス方式によって採択する。	(v) 放射性廃棄物を定義し、区分するために用いられた基準
		2 この報告には、また、次の事項を含める。

官 報 (号 外)

<p>(ii) この条約の対象となる使用済燃料であつて貯蔵されているもの及び処分された使用済燃料の目録。この目録には、これらの物質の性状を記載し、並びに入手可能な場合にはその質量及び全放射能についての情報を記載する。</p> <p>(iii) この条約の対象となる放射性廃棄物管理施設の一覧表。この一覧表には、これらの施設の所在地、主要な目的及び重要な特徴を含める。</p> <p>(iv) この条約の対象となる次の放射性廃棄物の目録</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 放射性廃棄物管理施設及び核燃料サイクル施設に貯蔵されている放射性廃棄物 (b) 処分された放射性廃棄物 (c) 過去の行為から生じた放射性廃棄物 <p>この目録には、これらの物質の性状その他入手可能な適切な情報(例えは、容量又は質量、放射能及び特定の放射性核種)を記載する。</p> <p>(v) 廃止措置の過程にある原子力施設の一覧表及びこれらの施設における廃止措置活動の状況</p>
<p>第三十四条 概要についての報告</p> <p>締約国は、締約国の会合の期間中に討議された事項及び得られた結論について記載した文書をコモンセンサス方式によって採択し、及び公衆が利用可能なものとする。</p> <p>第三十五条 言語</p> <p>1 締約国の会合の言語は、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。</p> <p>2 第三十二条の規定に従つて提出される報告は、提出する締約国の国語又は手続規則において合意される单一の指定された言語(以下「指定言語」という。)で作成される。報告を指定言語以外の国語で提出する締約国は、当該報告の指定期間内にかかわらず、費用が負担される場合に、その代表団は、一人の代表並びに自國が必要と認める代表代理、専門家及び顧問によって構成される。</p>
<p>第三十三条 出席</p> <p>3 2の規定にかかる費用が負担される場合には、事務局は、1に定める会合の言語(指定言語を除く。)で提出された報告を指定言語に翻訳する。</p> <p>第三十六条 秘密性</p> <p>1 この条約のいずれの規定も、情報の秘密を保護する国内法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条の規定の適用上、「情報」には、特に、国家の安全保障又は核物質の防護に関する情報、知的財産権により保護され又は商業上若しくは商業上の秘密であることを理由として保護される情報及び個人情報等を含む。</p> <p>2 締約国が、この条約により、情報を提供しかつ、当該情報が1の規定に従つて保護されるべきである旨を明示する場合には、当該情報は、これが提供された目的のためにのみ利用されるものとし、その秘密性は、尊重される。</p> <p>3 この条約のいずれの規定も、第三条3の規定に基づいてこの条約の対象となる使用済燃料又は放射性廃棄物に関する情報に関して、次の事項について決定する裁量であつて締約国が専属的に有するものに影響を及ぼすものではない。</p> <p>(i) 当該情報について秘密の指定をするか否か、又は公開されることのないよう他の方法によって規制するか否か。</p> <p>(ii) この条約により、(i)の情報を提供するか否か。</p>
<p>第三十七条 事務局</p> <p>1 国際原子力機関(以下この条において「機関」という。)は、締約国の会合のために事務局としての機能を提供する。</p> <p>2 事務局の任務は、次のとおりとし、機関は、当該任務の遂行中に要した経費をその通常予算の一部として負担する。</p> <p>(i) 第二十九条から第三十一条までに規定する締約国の会合を招集し、準備し、及びそのための役務を提供すること。</p> <p>(ii) この条約により受領し又は取りまとめた情報等を締約国に送付すること。</p> <p>3 締約国は、機関に対し、締約国の会合を支援するための他の役務を提供することをコモンセンサス方式による決定によって要請することができる。当該役務の提供は、機関がその計画及び通常予算の範囲内で行うことが可能である場合に限る。ただし、そのような提供が可能でない場合であっても、他の財源から任意の拠出が行われるときは、当該役務を提供することができること。</p> <p>第七章 最終条項その他の規定</p> <p>第三十八条 意見の相違の解決</p> <p>この条約の解釈又は適用について二以上の締約国間で意見の相違がある場合には、締約国は、その意見の相違を解決するため、締約国の会合の</p>

枠組みの中で協議する。協議が生産的でない場合には、国際法(国際原子力機関における規則及び慣行を含む)に定める仲介、調停及び仲裁を利用することができます。

第三十九条 署名、批准、受諾、承認及び加入

この条約は、千九百九十七年九月二十九日からその効力発生までの期間、ウイーンにある国際原子力機関本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。

この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名(確認を得ることを条件とする)又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

(ii) (i)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び責任を果たす。

(iv) 当該機関は、この条約の締約国となる際に、第四十三条规定する寄託者に対し、当該機関の加盟国、当該機関に適用されるこのの

条約の条項及びこれらの条項が対象とする分野における当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(iv) 当該機関は、その加盟国が有する投票権のほか、いかなる投票権も有しない。

第五十条 効力発生

この条約は、二十五の批准書、受諾書又は承認書(運転中の原子力発電所を有する十五の国)の文書を含むことを要する)が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

提案について受領した意見を締約国に送付する。

第三十九条 廃棄

締約国は、改正案の審議の後、コンセンサス方式により当該改正案の採択に係る決定を行うものとし、コンセンサスに達しない場合には、当該改正案を外交会議に送付するか否かを決定する。改正案の外交会議への送付に係る決定には、会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。この場合において、締約国の少なくとも半数が投票の時に出席していなければならない。

この条約の改正を審議し及び採択する外交会議は、改正がコンセンサス方式によって採択されることを確保するためあらゆる努力を払う。そのような採択が可能でない場合には、改正は、すべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

第三十九条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書の寄託

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

第四十二条 寄託者

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

第三十九条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書の寄託

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

第三十九条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書の寄託

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

第三十九条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書の寄託

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

第三十九条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書の寄託

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第四十二条 廃棄

締約国は、寄託者に対して書面による通告を行つことにより、この条約を廃棄することができる。

1 締約国は、寄託者が1の通告を受けた日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて当該通告において指定されている日に効力を生ずる。

第四十三条 前条の規定により行われるこの条約の廃棄及び廃棄の日の通告

1 第四十二条の規定により、締約国によって提出されたこの条約の改正案、関係する外交会議又は締約国の会合によって採択された改正及びその改正が効力を生ずる日

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文

とし、その原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、その認証副本を締約国に送付する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十七年九月五日にウイーンで作成し

審査報告書

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月十日

外交防衛委員長 松村 龍一

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約及び同条約の受諾について承認を求めるの件

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について、
日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

平成十五年六月十一日 参議院会議録第二十一号

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めること。

以上の傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の一部を次のように改正する。

第一条 適用範囲

1 この条約及びこの条約の附属議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第二条と共に通して規定する事態(ジュネーヴ諸条約の追加議定書第一條4に規定する事態を含む。)について適用する。

2 この条約及びこの条約の附属議定書は、1に規定する事態に加え、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する事態についても適用する。この条約及びこの条約の附属議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。

3 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、この条約及びこの条約の附属議定書に規定する

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求める。

4 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によって、国の法律及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。

5 この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域内における当該武力紛争又は武力紛争が生じてゐる締約国の国内問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。

6 この条約及びこの条約の附属議定書を受諾した締約国でない紛争当事者に対するこの条約及びこの条約の附属議定書の規定の適用は、当該紛争当事者の法的地位又は紛争中の領域の法的地位を明示的又は默示的に変更するものではない。

7 2から6までの規定は、二千二年一月一日以後に採択される追加の議定書に影響を及ぼすものではなく、当該追加の議定書は、この条との関係において、これらの規定の適用範囲を適用し、除外し又は変更することができる。

8 この条約及びこの条約の附属議定書に規定する

審査報告書

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年六月十日

環境委員長 海野 徹
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する起債の特例その他の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する費用として、平成十五年度一般会計予算(環境省所管)に三十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たつて

ては、不法投棄行為者や排出事業者等にモラルハザードが生じないよう原状回復の責任追及を徹底して行い、必要に応じて措置命令等の行政処分を遅滞なく行うよう都道府県等に求める

とともに、助言、技術的支援等を十分講じること。

ともに、助言、技術的支援等を十分講じることにより汚染者負担原則の貫徹を可能な限り図るよう都道府県等に求めるとともに、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成については、引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。

は、不法投棄行為者、排出事業者等に対する措置について透明性及び客觀性を確保しつつ検証を行うとともに、再発防止策を含め、当該都道

府県等の責任を明確にするよう求めること。

また、支障の除去等の内容については、周辺住民の意見が反映されるよう必要な措置を講じること。

三、特定支障除去等事業の実施に当たっては、新たな生活環境保全上の支障が生じないよう、安全

性及び透明性を確保すること。

四、特定支障除去等事業については、全国的な観点から実施を優先すべきものの判断基準を環境大臣が策定する基本方針において明らかにすること。

五、廃棄物の不法投棄地周辺に対する環境調査を徹底し、住民の不安解消に努めること。

六、全国の最終処分場の残存容量及び不適正処理

廃棄物の実態等に関する正確な基本データを整備し、公表すること。

七、本法が十年間の限時法であることを踏まえ、対策の進捗状況と処理の見通しについて、適

宜、公表するよう努めること。

八、本法が対象としない平成十年六月以降の不適正処分案についても、措置命令等の行政処分

により汚染者負担原則の貫徹を可能な限り図るよう都道府県等に求めるとともに、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成については、引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。

は、不法投棄行為者、排出事業者等に対する措置について透明性及び客觀性を確保しつつ検証を行うとともに、再発防止策を含め、当該都道

府県等の責任を明確にするよう求めること。

また、支障の除去等の内容については、周辺住民の意見が反映されるよう必要な措置を講じること。

三、特定支障除去等事業の実施に当たっては、新たな生活環境保全上の支障が生じないよう、安

全性及び透明性を確保すること。

四、特定支障除去等事業については、全国的な観点から実施を優先すべきものの判断基準を環境大臣が策定する基本方針において明らかにすること。

五、廃棄物の不法投棄地周辺に対する環境調査を徹底し、住民の不安解消に努めること。

六、全国の最終処分場の残存容量及び不適正処理

廃棄物の実態等に関する正確な基本データを整備し、公表すること。

七、本法が十年間の限時法であることを踏まえ、対策の進捗状況と処理の見通しについて、適

宜、公表するよう努めること。

除法等事業に関する特別の措置を講じ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十

五号)の施行(同法附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前に廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたものをいう。

2 この法律において「支障の除去等」とは、特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止をいう。

3 この法律において「支障除去等事業」とは、都道府県又は保健所を設置する市(以下「都道府県等」という。)が行う廃棄物処理法第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置に係る事業をいう。

4 この法律において「特定支障除去等事業」とは、支障除去等事業のうち、第四条に規定する実施計画に基づいて行われるものをいう。

(基本方針)

第一条 この法律は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障

第三条 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する

官報(号外)

支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

二 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

三 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要な事項

4 環境大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施計画)

第四条 都道府県等は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域内にある保健所を設置する市・都道府県の区域(都道府県にあっては、当該区域を除く。以下同じ。)内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を定めるもの

とする。

一 当該都道府県等の区域内において特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事業

二 前号に掲げる事業に係る特定産業廃棄物の処理の方法その他の支障除去等事業の内容に関する事項

三 第一号に掲げる事業について、特定産業廃棄物の処分を行った者等(廃棄物処理法第十九条の五第一項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等をいう。以下同じ。)に対し都道府県等が講じた措置及び講じようとする措置の内

容

四 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に際し配慮すべき重要な事項

5 都道府県等は、実施計画を定めるに当たっては、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を明確化するよう配慮しなければならない。

6 都道府県等は、実施計画を定めようとするとときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条又は第四十四条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。

8 都道府県等は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施計画)

第四条 都道府県等は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域内にある保健所を設置する市・都道府県の区域(都道府県にあっては、当該区域を除く。以下同じ。)内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めることができる。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施計画)

第六条 特定支障除去等事業につき都道府県等が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する

経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

7 第二項から前項までの規定は、実施計画の変更について準用する。

8 都道府県等は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

10 都道府県等は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月十日

環境委員長 海野 徹
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について許可に代わる認定制度を新設するほか、廃棄物の不法投棄に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、「循環型社会」の実現に向けて、廃棄物の発生抑制、適正かつ効率的な廃棄物の処理の推進な

い。

二、この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

この法律は、平成二十五年三月三十一日限り、その效力を失う。

どの観点から、排出者責任・拡大生産者責任の在り方等、廃棄物・リサイクル制度の充実について、諸外国の先進事例も踏まえつつ、今後とも十分な検討を行うこと。

二、市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について実態を速やかに把握するとともに、回収・リサイクルの方法を含め、その適正な処理の在り方について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

三、医療系廃棄物の適正処理の一層の推進のため、家庭から排出されるものを含め、その方策の検討に努めること。

四、事業系一般廃棄物について、その発生抑制の方策を検討すること。

また、事業者がその処理を委託する場合には、委託基準が遵守されるよう必要な措置を講ずること。

五、市町村が一般廃棄物処理計画に従って委託を行った一般廃棄物の処理に起因する環境汚染については、当該市町村の責任において必要な措置が講じられるよう努めること。

六、産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れるべく、その普及拡大を図る方策を検討すること。

七、排出事業者が信頼できる廃棄物処理業者を的確に選択することができるよう、廃棄物処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。

八、産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、不法投棄に関する法律(昭和四十

法投棄に関与した土地所有者責任の徹底、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討すること。

九、焼却施設や最終処分場周辺の土壤及び地下水に係る汚染問題については、既に廃止されたものを受け、その実態を早急に把握し、結果を公開することともに、周辺住民が安心できるよう、環境回復措置に努めること。

十、広域的処理に係る特例制度の施行に際しては、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すること。

十一、廃棄物処理施設の設置に当たっては、周辺住民に対する配慮が行われるよう努めることともに、公共関与を含め、その整備促進を図ること。

十二、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に効果が期待されるデボジット制度等の経済的手法について、製品ごとの特性や実態を踏まえながら、その活用の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

引き続き都道府県等に求めるとともに、不適正処理の防止策も含め、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員、警察との連携等、その体制整備に十分努めること。

十五、廃棄物行政を進めるに当たっては、国と地方公共団体が連携を一層密にし、一体となって取り組むよう十分配慮すること。特に、環境省による報告徵収及び立入検査の権限行使に際しては、連携を十分に確保すること。

また、地方公共団体の施策のうち全国的に行うことことが効果的なものについては、国において導入を検討すること。

右決議する。

第五条の四」を「第五条の六」、「第七条の四」を「第七条の五」に、「再生利用に係る特例(第九条の八)」を「第七条の八」に、「第十四条の九」を「第十四条の三の二」を「第十四条の三の三」に、「再生利用に係る特例(第十五条の四)」を「第十五条の四の三」に、「第十五条の三」に、「再生利用に係る特例(第十五条の四)」を「第十五条の四の二」を「第十五条の四の三」に、「第十五条の四の三」に、「再生利用に係る特例(第十五条の四)」を「第十五条の四の二」に改める。

第二条第四項第一号中「第十五条の四の三第一項」を「第十五条の四の四第一項」に改める。

第四条第三項中「こと」と「並びに広域的な見地からの調整を行うこと」とを加える。

第五条の二「第二項中「協議しなければならない」を「協議することともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない」に改める。

第一章中第五条の六を第五条の八とし、第五条の三から第五条の五までを二条ずつ繰り下げ、第五条の二の二に次の二条を加える。

（廃棄物処理施設整備計画）

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業(廃棄物の処理施設の整備に関する事業)で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画(以下「廃棄物処理施設整備計画」)

官報(号外)

3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たつては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。	4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。	5 環境大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公示しなければならない。	6 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。	7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。	8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請及び第三項」を、「第十三条の十一第一項」の下に「、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三	9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとす
3 前項の更新の申請があつた場合には、該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの	4 前項の場合において、許可の更新がされたと	5 第七条第四項を同条第六項とし、同条第三項第	6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。	7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。	8 前項の場合において、同項の更新がされた場合には、該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの	9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとす
3 前項の更新の申請があつた場合には、該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの	4 前項の場合において、許可の更新がされたと	5 第七条第四項を同条第六項とし、同条第三項第	6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。	7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。	8 前項の場合において、同項の更新がされた場合には、該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの	9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとす
3 前項の更新の申請があつた場合には、該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの	4 前項の場合において、許可の更新がされたと	5 第七条第四項を同条第六項とし、同条第三項第	6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。	7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。	8 前項の場合において、同項の更新がされた場合には、該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの	9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとす

きは、その許可の有効期間は、従前の許可の有效期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第七条の二第一項中「前条第三項及び第七項」を「前条第五項及び第十一項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第十項及び第十一項」に改める。

第七条の三の見出しを「(事業の停止)」に改め、同条中「若しくは一般廃棄物処分業者」を「又は一般廃棄物処分業者」に改め、「その許可を取り消し、又は」を削り、「全部若しくは」を「全部又は」に改め、同条第一号中「第七条第三項第三号又は第七条第五項第三号」とする。

第八項第二号を「第七条第五項第三号又は第十項第三号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第七条第七項」を「第七条第十一項」に改め、同号を同条第三号とする。

第七章第二節中第七条の四を第七条の五とし、第七条の三の次に次の二条を加える。(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。
二 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

一 第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。

一 第八条第一項第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。

一 第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。

一 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第一号又は第三号のい

ずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第九条の二の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条第一項中「当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消し、又は同項」を「若しくは期間」を「又は期間」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条の次に次の二条を加える。(許可の取消し)

第八条の二第一項第四号中「第七条第二項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イからヌ」に改める。

第九条の二に見出しとして「(一般廃棄物の再生号イからチ」を「第七条第五項第四号イからヌ」に改める。

第九条の二の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条第一項中「当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消し、又は同項」を「若しくは期間」を「又は期間」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号

利用に係る特例」を付し、同条第三項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第七条第九項、第十一項及び第十二項」を「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」に改める。

第二章第四節中第九条の八の次に次の二条を加える。

(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)

第九条の九 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。)が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

四 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

三 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

五 前項に規定する者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定の適用について、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。

六 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る

二 当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。)が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

四 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

三 環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各号のいずれにも適合しなくなつたと認めるとき

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

三 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

四 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

三 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定をするものとする。

きは、当該認定を取り消すことができる。

8 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条第三項中「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改め、同条第十一項中「第七条第十项及び第十二項」を「第七条第十五項及び第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同条第十一項中「第七条第十一項」を「第七条第十五項」に改め、同条第十一項中「第七条第十项及び第十二項」を「第七条第十五項」に改め

る。

第十二条の二第三項中「第十四条の四第八項」を「第十四条の四第十二項」に改め、同条第十二項中「第七条第十一項及び第十二項」を「第七条第十五项及び第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十一項」に改め、「第十四条の四第八項」を「第十四条第十一項」に改める。

第十二条の二第四中「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改める。

第十二条の二第四中「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改める。

第十二条の二第四中「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改める。

第十二条の二第四中「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改める。

第十二条の二第四中「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改める。

きは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項第一号中「第三項第二号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第十一項

項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次

8 前項の更新の申請があつた場合において、同

項の期間(以下この項及び次項において「許可の

有効期間」という。)の満了の日までにその申請

に対する処分がされないときは、従前の許可

は、許可の有効期間の満了後もその処分がされ

るまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたと

きは、その許可の有効期間は、従前の許可の有

効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

る。

は産業廃棄物処分業者が前条第一号又は第三号

のいずれかに該当するときは、その許可を取り

消すことができる。

第十四条の二第二項中「前条第三項及び第七項」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第十一項

る。

第十四条の四第四項を同条第六項とし、同条第三項

第二号中「第十四条第三項第二号イ」を「第十四項第五項第二号イ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

第十四条の五第一項中「前条第三項及び第七項」を「前条第五項及び第十一項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第十項及び第十一項」に改め

る。

第十四条の六中「第十四条の三」の下に「及び第十四条の三の二」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第一号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一

号」と、同条第二項中「前条第一号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

第十五条の二第一項第四号中「第十四条第三項第二号イ」を「第十四条第五項第二号イ」に改め

る。

第十五条の二第一項の四第一項」を「第十五项第一項の五第一項」に改める。

第十五条の二の四第三項中「第十五条の二の四十五条の二の五」とし、第

二項ただし書」を「第十五条の二の五第一項ただし書」に改め、同条を第十五条の二の五とし、第

十五条の二の三の次に次の二条を加える。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の四 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する

産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たとき

を「前条第五項及び第十一項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第十項及び第十一項」に改め

る。

第十四条の六中「第十四条の三」の下に「及び第十四条の三の二」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第一号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一

号」と、同条第二項中「前条第一号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

第十五条の四の二に見出しとして「(産業廃棄物の再生利用に係る特例)」を付し、同条第一項中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に、「第七

条第九項、第十一項及び第十二項」を「第七条第十

三項、第十五項及び第十六項」に、「第十四条第八

項、第九項及び第十一項」を「第十四条第十一項、第十三項及び第十五項」に改める。

第三章第七節中第十五条の四の五を第十五条の四の六とし、第十五条の四の四を第十五条の四と

五とし、第十五条の四の三を第十五条の四の四とする。

第三章第六節中第十五条の四の二の次に次の二条を加える。

(許可の取消し)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イから今までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 前条第二号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

二 都道府県知事は、前条第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

「第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例」を「第六節 産業廃棄物の処理に係る特例」に改め

る。

第十五条の四の二に見出しとして「(産業廃棄物の再生利用に係る特例)」を付し、同条第一項中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に、「第七

条第九項、第十一項及び第十二項」を「第七条第十

三項、第十五項及び第十六項」に、「第十四条第八

項、第九項及び第十一項」を「第十四条第十一項、第十三項及び第十五項」に改める。

第三章第七節中第十五条の四の五を第十五条の四の六とし、第十五条の四の四を第十五条の四と

五とし、第十五条の四の三を第十五条の四の四とする。

第三章第六節中第十五条の四の二の次に次の二条を加える。

(許可の取消し)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物の広域的処理に係る特例)

第十五条の四の三 環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該処理の内容が、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第二号において同じ。)

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

三 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境

大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設

3 第九条の九第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(前項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)について、同条第六項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第七条第一項又は第八項」とあるのは

は「第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物」とあるのは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五回及び第十六項、第七条の五」とあるのは「第十四回第十二項、第十三項及び第十五項並びに第十四

条の三の二又は第十四条の四第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十四

条の七」と、「一般廃棄物收集連搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物收集連搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管

理産業廃棄物收集連搬業者若しくは特別管理産

業廃棄物処分業者」と読み替えるほか、これら

の規定に関し必要な技術的説替えは、政令で定

める。

第十八条第一項中「産業廃棄物」を「産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の」に改め、「廃棄物」の下に「若しくは廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同条第二項中「国外廃棄物」の下に「若しくは国外廃棄物である」との疑いのある物」を加え、「廃棄物を輸出しようとする者」を「廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物」を加え、「廃棄物を輸出しようとする者若しくは輸出した者」に改め、「廃棄物の輸出」を「廃棄物若しくは廃棄物である」との疑いのある物の輸出」に改める。

第十九条第一項中「産業廃棄物」を「産業廃棄

物若しくはこれらであることの疑いのある物の」に改め、「廃棄物」の下に「若しくは廃棄物である」との疑いのある物」を加え、「廃棄物若しくは廃棄物である」との疑いのある物」を加え、「廃棄物を輸出しようとする者若しくは輸出した者」に改め、「廃棄物の輸出」を「廃棄物若しくは廃棄物である」との疑いのある物の輸出」に改める。

第十九条の四第一項中「第七条第十項」を「同条

第六項若しくは第七項又は第七条第十四項に、又は第十四条の四第十項」を「第十四条第十四項又

に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合

(第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の

当該認定に係る処分が行われた場合に限る。)に

おいて、生活環境の保全上支障が生じ、又は生

ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれに

も該当すると認められるときは、市町村長は、

当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認

定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障

の除去等の措置を講すべきことを命ずることが

できる。この場合において、当該支障の除去等

の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分

方法その他の事情からみて相当な範囲内のも

のでなければならない。

一 処分者等の資力その他事情からみて、処

分者等のみによつては、支障の除去等の措置

を講ずることが困難であり、又は講じても十

分でないとき。

二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処

理に關し適正な対価を負担していないとき、

当該处分が行われることを知り、又は知るこ

とができたときその他第九条の九第六項の規

定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の

措置を採らせることが適當であるとき。

三 第十九条の四の二第一項の規定により支障

の除去等の措置を講すべきことを命ぜられた

認定業者が、当該命令に係る期限までにその

命令に係る措置を講じないと、講じても十

分でないとき、又は講ずる見込みがないと

き。

第十九条の七第一項中「前項」の下に「(第三号に

係る部分を除く。)」を加え、同条第三項中「前項」

を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

は第十四条の四第十四項」に改め、同条第一項中

「前条第二項」を「第十九条の四第二項」に改める。

第十九条の六第一項中「とし」の下に「、当該處

分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の

委託に係る処分である場合にあつては当該産業廃

棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし

を加え、同項第二号中「及び第十二条の一第五項」

を「、第十二条の二第五項及び第十五条の四の三

第三項において準用する第九条の九第六項」に改

める。

第十九条の七第一項第三号中「第十九条の四第

一項」の下に「又は第十九条の四の二第一項」を加

え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次

の一号を加える。

三 第十九条の四の二第一項の規定により支障

の除去等の措置を講すべきことを命ぜられた

認定業者が、当該命令に係る期限までにその

命令に係る措置を講じないと、講じても十

分でないとき、又は講ずる見込みがないと

き。

は第十九条の四第十四項」に改め、同条第一項中

「前条第二項」を「第十九条の四第二項」に改める。

第十九条の五第一項第一号中「第十四条第十項

等の措置に要した費用について、環境省令で定

た事項にも適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条及び附則第十八条に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、廃棄物処理施設整備計画(新法第五条の三第一項に規定する廃棄物処理施設整備計画をいう。)に係る制度について見直しを行ふとともに、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の廃止)

第六条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)は、廃止する。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の項中「第十一条第一項、第三項」を「第十四条第一項、第五項」に、「第四項及び第六項」を「第六項及び第十项」に、「第十四条の四第一項、第三項」を「第十四条第五項若しくは第十四条の四第五項」を

四条の三の二(第十四条の六において読み替え)前二条及び附則第十八条に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

て準用する場合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項に、「第十五条の二の四第一項」を

「第十五条の二の五第二項」に、「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改め、「第五項まで」の下に「、第十五条の二の六」

を加える。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第八号中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に、「同条第四項

ただし書」を「同条第六項ただし書」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第五号中「第四項」を「第六項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項の表第二号中「第七条第

四項、第十四条第四項又は第十四条の四第四

項」を「第七条第六項、第十四条第六項若しく

は第十四条の四第六項」に、「第七条第五項、第

十四条第五項若しくは第十四条の四第五項」を

第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十

四項」を「第七条第六項、第十四条第六項若しく

は第十四条の四第六項」に改め、「同条第五項第一号中「第十七条の三若しくは第十四条の三」を

「第十七条の三若しくは第十四条の三」に改め、「第十七条の三若しくは第十四条の三」を

「第十七条の三若しくは第十四条の三」に改め、「同号子中「第四項」を「第六項」に、「第七

四項」を「第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項」に、「第七条第五項、第

十四条第五項若しくは第十四条の四第五項」を

四条の四第七項に改める。

第五十五条の六第一項の表第一号中「第七条第四項、第十四条第四項又は第十四条の四第四

項」を「第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項」を「第

十四条第四項若しくは第十四条の四第四項」を「第

十七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項」に、「第七条第五項、第

十四条第五項若しくは第十四条の四第五項」を「第

十七条第七項、第十四条第七項若しくは第

十四条第六項」に、「第七条第七項、第

十四条第五項若しくは第十四条の四第五項」を「第

十七条第七項、第十四条第七項若しくは第

十四条第六項」に改め、「登録免許税法の一部改正」

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

四号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理の認定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第九条の九第一項(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)又は第十五条の四の三第一項(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の認定

認定件数	一件につき十五万円

一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第五条の三第一項」を「第五

の三若しくは第十四条の三」を「第七条の四若しくは第十四条の三の二」に、「第七条第四項、第

十四条第六項、第十四条第六項若しくは第十四

条の四第六項」に、「第七条第五項、第

十四条第五項若しくは第十四条の四第五項」を「第

十七条第六項、第十四条第六項若しくは第

十四条第五項」に改め、「登録免許税法の一部改正」

第十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第五条第三号中「第五条の三第一項」を「第五

条の五第一項に改める。

第十七条第三号中「第十四条第八項」を「第十

四条第十二項」に、「第十四条の四第八項」を「第十

四条の四第十一項」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第十四条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「廃棄物処理法第六条の一第六項に規定する手数料の額を定める場合において当該分別の基準に従い適正に分別して排出される容器包装廃棄物以外の一般廃棄物の排出量を勘案する等」を削る。

第三十七条第一項中「同条第四項」を「同条第六項に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の一部を次のように改める。

附則第三条第四項中「第五号」を「第四号」に、「とする」を「と、同法第九条の二の二第一項中「前条第一項第一号、第二号又は第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附部を改め、同項第一号又は同項第二号」とする」に改める。

第三条第四項の規定により読み替えた前条第一項第一号又は同項第二号」とするに改める。

附則第五条第四項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に、「第十五条の三」を「第十五条の二の六」に、「第五号」を「第

四号」に、「とする」を「と、同法第十五条の三第二項中「前条第一号、第二号又は第四号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一

部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第五条第四項の規定により読み替えた前

条第一号又は同条第二号」とするに改め、同条第五項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五

条の二の五第一項」に改める。

(特定家庭用機器再商品化法の一部改正)
第十六条 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五项中「第十五条の二の四第一項」を「第十五

条の二の五第一項」に改める。

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正)

第十七条第一項中「若しくは第四項」を「若

しくは第六項」に改め、同条第四項及び第五項

中「第七条第九項及び第七条の四又は第十四条の二第一項」を「第七条第十二項」に改める。

第八項及び第九項並びに第十四条の三の二」を

「第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条

第十二項及び第十三項並びに第十四条の三の二」に改める。

三に、「第七条第八項」を「第七条第十二項」に改める。

第五十条第二項中「同条第四項」を「同条第六

項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め

る。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十七条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規

制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第二十六条第五号」を「第二十六条第一項第五号」に改める。

「第二十六条第一項第五号」に改める。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第六十二条第一項第一号二中「第七条の三若

しくは第十四条の三」を「第七条の四若しくは第十四号二に改める。

第六十二条第二項中「若しくは第四項」を「若

しくは第六項」に改め、同条第二項から第五

項までの規定中「第四項」を「第六項」に改め、同

条第七項及び第八項中「第七条第九項及び第七

条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第

十四条の二」を「第七条第十三項及び第七条

の五又は第十四条第十一項及び第十三項並びに

第十四条の三の二」に、「第七条第八項」を「第七

条第十二項」に改め、同条第九項中「第十四条

第八項及び第九項並びに第十四条の三の二」を

「第十四条第十二項」に、「第十四条第八項」を「第十四

条の三の三」に改め、同条第十二項中「第十四

条第十一項」に改め、同条第十一項中「第十四

条第八項」を「第十四条第十四項」に改める。

第二十条第一項中「第七条第八項」を「第七条

第十二項」に改め、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め

る。

(ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律の一部改正)

第二十条 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処

理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五条の三第一項」を「第五

条の五第一項」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一

部改正)

第二十一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第二十六条第五号」を「第二

六条第一項第五号」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一

部改正)

第六十二条第一項第一号二中「第七条の三若

しくは第十四条の三」を「第七条の四若しくは第

十四条号二に改める。

第六十二条第二項中「若しくは第四項」を「若

しくは第六項」に改め、同条第二項から第五

項までの規定中「第四項」を「第六項」に改め、同

条第七項及び第八項中「第七条第九項及び第七

条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第

十四条の二」を「第七条第十三項及び第七条

の五又は第十四条第十一項及び第十三項並びに

第十四条の三の二」に、「第七条第八項」を「第七

条第十二項」に改め、同条第九項中「第十四条

第八項及び第九項並びに第十四条の三の二」を

「第十四条第十二項」に、「第十四条第八項」を「第十四

条的三の三」に改め、同条第十二項中「第十四

条第八項」を「第十四条第十四項」に改める。

第二十一条第一項中「第七条第八項」を「第七条

第十二項」に改め、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め

る。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十一条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規

第十項」を「第七条第十四項及び第十四条第十四項」に改める。

附則第六条第一項中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同条第五項中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改める。

審査報告書

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年六月十日

経済産業委員長 田浦 直

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の電気事業及びガス事業をめぐる状況を踏まえ、すべての一般電気事業者及び一般ガス事業者を託送供給義務の対象とし、託送供給に係る情報の目的外利用の禁止、収支の明確化等の措置を講ずるとともに、特殊法人等の改革を推進するため、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化する等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

国民生活と経済活動の基盤となる電気事業及びガス事業の制度改革については、エネルギーの安

定供給の確保や環境への適合を図りつつ、エネルギー需要者の利益を十分確保するため、政府は、

本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国のエネルギー・セキュリティと環境保全等の両立の観点から、原子力発電を中心的な電源と位置付け、原子力発電の開発・利用を推進するため、優先給電指令制度の整備など電力供給システムの一層の整備を図ること。

特に、原子力発電のバックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、平成十六年末までに必要な措置を講ずること。

二 電力・ガス事業の将来の小売自由化範囲の拡大については、ユニバーサル・サービスや最終保障の在り方等の観点を踏まえ、今後、十分慎重に検討すること。

三 電力・ガスの安定的かつ効率的供給を確保するため、川上から川下まで一貫した体制で確実に電力・ガスの供給を行う「責任ある供給主体」が必要であることにかんがみ、一般電気事業者制度及び一般ガス事業者制度を存続させるとともに、本法施行後三年経過時に予定される本改

正の検証の際も、当該制度を存続した趣旨を十分尊重すること。

四 卸電力取引所の整備、託送制度の見直しなど

本制度改正の具体的制度設計に当たっては、安定供給と環境適合を大前提に、公正かつ公平なルールに基づく市場環境の整備を行うこと。

また、振替供給料金の廃止に当たっては、送電線建設等に要するコストの公平・確実な回収、送電費用の負担に関する適切な精算、遠隔地電源立地の抑制の確保に留意して制度設計を行つとともに、消費者の理解が得られるような仕組みとすること。

なお、振替供給料金の廃止後の状況の推移を見て、これらについて不具合が生じるような場合には、直ちに振替供給料金の廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図ること。

五 送配電等業務支援機関については、いわゆる中立機関として送配電部門の公平性・透明性を確保するための機関であることにかんがみ、基本的な指針の策定等の支援業務の実施に当たっては、公平・透明な運用と安定供給の確保の観点に留意すること。

六 地球環境問題への対応等の観点から、分散型電源の導入が、地球環境負荷を高める電源に偏ることのないように配慮するとともに、燃料電池や太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの開発・利用を推進すること。

七 エネルギー・セキュリティの確保や地球環境保全等に配慮したベストミックスの観点から、天

然ガス利用の拡大を図るとともに、ガス体エネルギー確保のための積極的な資源外交に努めるここと。

八 電源開発基本計画の廃止に当たっては、電源立地の停滞や困難化を招来することのないよう、電源開発の円滑化のため引き続き必要となる地元合意形成の促進や関係省庁における許認可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずること。

九 電源開発株式会社については、民間会社としての自立的な経営基盤を早期に確立して同社を効果的かつ積極的に活用するため、指定会社による財務基盤の強化のための措置を確実に達成するとともに、完全民営化の趣旨にかんがみ、資本、人事の面において一層自主的かつ責任ある経営体制の確立が図られるよう努めるここと。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正するよつて国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月十五日

参議院議長 締貫 民輔

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

(第六章 削除)

目次中「第六章 送配電等業務支援機関(第九十三条 第九十九条の四)」

(改める。)

第二条第一項第七号中「者が一般電気事業者

が維持し、及び運用する電線路を介して」を「者

が」に改め、同項第十四号を同項第十六号と

し、同項第十三号の次に次の二号を加える。

(十四 接続供給 特定規模電気事業を営む他

の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域

内の場所(特定電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによ

り、特定電気事業を開始した供給地点(第

十八条及び第十五条において「事業開始地点」という。)において、当該他

者のその特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給することをいう。

十五 託送供給 振替供給及び接続供給をい
う。

第一条第二項中「振替供給若しくは第二十四
条の四第一項に規定する接続供給」を「託送供
給」に改める。

(第四条第一項第一号中「氏名及び住所」を「氏
名」に改める。)

第九条第一項中「を変更」を「について経済産業省令で定める重要な変更」に改め、同項た

だし書を削り、同条第二項中「前項ただし書の経済産業省令で定める変更」を「同項第四号の事

項の変更(前項に規定するものを除く。)に改

め、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定による届出をした電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等」と読み替えるものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等

としてはならない。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等

としてはならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等

としてはならない。

7 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等

としてはならない。

8 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等

としてはならない。

9 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る設備の譲渡し等

としてはならない。

第二条第二項を次のように改める。
2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、同項の届出に係る設備の譲渡し等

とあるのは「設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的」と、同条第四項中「の内容」とあるのは「に係る設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的」とする」と(次項において「設備の譲渡し等」という。)と、同条第五項中の「内容」とあるのは「に係る設備の譲渡し等」と読み替えるものとする。

第三条第二項及び第四項を削る。

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の二条を加える。

(特定規模電気事業者の電線路の届出)

第十六条の三 特定規模電気事業者は、自らが

維持し、及び運用する電線路を介して特定規

模電気事業を行おうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その電線路

に、その電線路及びその電線路を介して電気を供給する場所(以下この条において「供給場所」という。)に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、経済産業省令

に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことにより第四項に規定する一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、そ

の届出をした者に対し、その届出を受理した

日から二十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内

容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出

に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことにより第四項に規定する一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて

気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行つてはならない。

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした特定規模電

審査するため相当の期間を要し、当該審査が

ればならない。

第三項に規定する期間内に終了しないと認め
る相当の理由があるときは、二十日の範囲内
において、同項の期間を延長することができ
る。この場合において、経済産業大臣は、そ
の届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長
後の期間及び当該延長の理由を通知しなけれ
ばならない。

7 特定規模電気事業者は、第一項の規定によ
る届出に係る事項を変更しようとするとき
は、その旨を経済産業大臣に届け出なければ
ならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届
出に準用する。この場合において、第三項中
「電線路を介して特定規模電気事業を行つて
はならない」とあるのは「変更をしてはならな
い。ただし、経済産業省令で定める軽微な変
更については、この限りでない」と、第四項
から第六項までの規定中「電線路を介して特
定規模電気事業を行うこと」とあるのは「変
更」と読み替えるものとする。

第十七条第一項中「前項」を「第一項」に改め、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事
項を記載した申請書に経済産業省令で定める
書類を添付して、経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
てはその代表者の氏名
 - 二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所
 - 三 供給する場所
 - 四 前二号に掲げるもののほか、経済産業省
令で定める事項
- 第十七条に次の二項を加える。

- 4 第一項の許可を受けた者は、第二項第一
号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更が
あつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業
大臣に届け出なければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係
る電気を供給する事業を廃止したときは、遅
滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なけ
ればならない。

6 第二項から第六項までの規定は、前項の届
出に準用する。この場合において、第三項中
「電線路を介して特定規模電気事業を行つて
はならない」とあるのは「変更をしてはならな
い。ただし、経済産業省令で定める軽微な変
更については、この限りでない」と、第四項
から第六項までの規定中「電線路を介して特
定規模電気事業を行うこと」とあるのは「変
更」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「特定電気事業者が第三条
第一項又は第八条第一項の許可を受けたところ
により、特定電気事業を開始した供給地点(以
下「事業開始地点」という。)」を「事業開始地点」
に改める。

第二十条の見出しを「(一般電気事業者の供給
約款等の公表義務)」に改める。

- 一 一般電気事業者の託送供給
- 二 一般電気事業者は、託送供給

(振替供給にあつては、一般電気事業、特定
電気事業又は特定規模電気事業の用に供する
ための電気に係るものであつて、経済産業省
令で定めるものに限る。以下同じ。)に係る料
金その他の供給条件について、経済産業省令
で定めるところにより、託送供給約款を定
め、経済産業省令で定めるところにより、經
濟産業大臣に届け出なければならない。これ
を変更しようとするときも、同様とする。

2 一般電気事業者は、前項の規定による届出
をした託送供給約款以外の供給条件により託
送供給を行つてはならない。ただし、託送供
給約款により難い特別の事情がある場合にお
いて、経済産業大臣が承認したときは、この
限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出
に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに
該当しないと認めるときは、当該一般電気事
業者に対し、相当の期限を定め、その託送供
給約款を変更すべきことを命ずることができ
る。

4 一般電気事業者は、第一項の規定による届
出をしたときは、経済産業省令で定めるところ
により、その託送供給約款を公表しなけれ
ばならない。

5 経済産業大臣は、一般電気事業者が正当な
理由なく託送供給を拒んだときは、その一般
電気事業者に対し、託送供給を行ふべきこと
を命ずることができる。

(卸電気事業者の振替供給)

第二十四条の四 卸電気事業者は、振替供給

(一般電気事業の用に供するための電気に係
るものであつて、経済産業省令で定めるもの
に限る。以下この条及び第二十四条の七にお
いて同じ。)に係る料金その他の供給条件につ
いて、経済産業省令で定めるところにより、

がないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定め
られていること。

四 一般電気事業者及び第一項の規定による
届出に係る託送供給約款により電気の供給
を受ける者の責任に関する事項並びに電気
計器及び工事に関する費用の負担の方法が
適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別の取扱いを
するものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益
の増進に支障がないこと。

7 一般電気事業者は、第一項の規定による届
出をしたときは、経済産業省令で定めるところ
により、その託送供給約款を公表しなけれ
ばならない。

8 一般電気事業者が、正当な理由なく託送供
給を拒んだときは、その一般電気事業者に対し、
託送供給を行ふべきことを命ずることができる。

(卸電気事業者の振替供給)

第二十四条の四 卸電気事業者は、振替供給

(一般電気事業の用に供するための電気に係
るものであつて、経済産業省令で定めるもの
に限る。以下この条及び第二十四条の七にお
いて同じ。)に係る料金その他の供給条件につ
いて、経済産業省令で定めるところにより、

経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その維持し、及び運用する電線路の状況からみて振替供給を行うことが想定されないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした料金その他の供給条件を変更しようととする場合に準用する。

3 卸電気事業者(第一項にだし書の承認を受けた者を除く。以下この条及び第二十四条において同じ。)は、第一項本文(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により振替供給を行つてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)は、第一項本文(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により振替供給を行つてはならない。

5 経済産業大臣は、卸電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その卸電気事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

第二十四条の四の次に次の三条を加える。

(一般電気事業者の託送供給等の業務に関する会計整理等)

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般電気事業者に對し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(準用)

第二十四条の五 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関する会計を整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定める。

第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受けた者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 卸電気事業者及び第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける者の責任に関する事項

並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

6 経済産業大臣は、卸電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その卸電気事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずること。

二 その託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に對し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般電気事業者に對し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

一 特定規模需要に応ずる電気の供給に係る業務

二 一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五十八条第一項中「(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を削り、同

給区域外の供給)」に改める。

第三十四条の見出しを「(会計の整理等)」に改め、同条中「次条」を「次項、第三十五条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三十四条の次に次の二項を加える。

(一般電気事業者の業務区分に応じた会計の整理等)

第三十四条の二 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

第三十四条の次に次の二項を加える。

(一般電気事業者の業務区分に応じた会計の整理等)

第三十四条の三 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務

ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

官報(号外)

項第一号中「特定規模電気事業を除く。以下この章において同じ。」を削る。

第六十六条中「特定規模電気事業者及び」を削る。

第六章を次のように改める。

第六章 送配電等業務支援機関

(送配電等業務支援機関)

第九十三条 経済産業大臣は、送配電等業務

(一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この章において同じ。)の円滑な実施を支援することを目的として設立された法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、送配電等業務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもので

あること。

四 支援業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなりた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 犯罪の既遂の處罰の適用を受けたことがなくなりた日から二年を経過しない者

ニ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなりた日から二年を経過しない者

ホ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなりた日から二年を経過しない者

(支援業務規程)

第九十五条 支援機関は、支援業務に関する規程(以下この章において「支援業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務)

第九十四条 支援機関は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 送配電等業務の実施に関する基本的な指

第九十五条 支援機関は、毎事業年度、支援業

針を策定すること。

二 送配電等業務の円滑な実施を確保するため必要な電気事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

三 送配電等業務についての電気事業者からの苦情の処理を行うこと。

四 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、送配電等業務の円滑な実施を支援するために必要な業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(区分経理)

第九十七条 支援機関は、経済産業省令で定めるところにより、支援業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(支援業務の休廃止等)

第九十八条 支援機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援業務規程が支援業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その支援業務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

(秘密保持義務)

第九十九条 支援機関の役員及び職員並びにこれららの職にあつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、経済産業大臣に提出しなければならない。

該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載)

第九十九条の一 支援機関は、帳簿を備え、支援業務に関する事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(監督命令)

第九十九条の三 経済産業大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。(指定の取消し等)

第九十九条の四 経済産業大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。一 第九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二 第九十三条第一項第六号に該当するに至つたとき。

三 第九十三条第二項、第九十五条第一項、第九十六条、第九十七条、第九十八条第一項又は第九十九条の一の規定に違反したとき。

八十五又は第九十九条に改める。

四 第九十五条第一項の認可を受けた支援業

務規程によらないで支援業務を行つたとき。

五 第九十五条第三項又は第十六条の三第三項

不正の手段により第九十三条第一項の指定を受けたとき。

六 不正の手段により第九十三条第一項の指

定を受けたとき。

七 第百六条第六項中「又は指定試験機関」を

「、指定試験機関又は支援機関」に改める。

八 第百七条第七項中「指定試験機関」の下に「若しくは支援機関」を加える。

九 第百十二条の二第一号中「又は第五十七条の二第一項」を、「第五十七条の一第一項又は第九

十三条第一項」に改め、同条第二号中「又は第九

十二条の二」を、「第九十二条の二又は第九十三

条第二項」に改め、同条第三号中「含む。」の下

に「又は第九十九条の四」を、「試験事務」の下に

「若しくは支援業務」を加え、同条第四号中「第

八十四条の二」の下に「又は第九十八条第一項」

を加える。

十 第百十七条の三中「含む。」の下に「又は第九

十九条の四」を加え、「又は試験事務」を「若しくは試験事務又は支援業務」に、「又は指定試験機

関」を「若しくは指定試験機関又は支援機関」に改める。

十一 第百十七条の三中「含む。」の下に「又は第九

十九条の四」を加え、「又は試験事務」を「若しく

は試験事務又は支援業務」に、「又は指定試験機

関」を「若しくは指定試験機関又は支援機関」に改める。

第一百八条第一号を削り、同条第二号中「第

十九条第五項」を「第九条第五項、第十六条の三第三項

第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第十九条第五項」に、「第二十四条の四第

三項若しくは第五項」を「第二十四条の四第四項

若しくは第五項、第二十四条の六第二項(第二

十四条の七において準用する場合を含む。)」に

改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の

一号を加える。

二 第十八条第二項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三百八条第三号中「第十四条の四第二项」

を「第二十四条の四第三項」に改める。

三 第百十九条第四号を同条第九号とし、同条第

三号を同条第八号とし、同条第二号の二を同条

第七号とし、同条第一号」を同条第六号とし、同

条第一号の二」を同条第五号とし、同条第一号を

同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第十六条の三第二項(同条第八項におい

て準用する場合を含む。)の規定に違反して

添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽

の記載をして提出した者

三百九条に第一号及び第一号として次の二

号を加える。

一 第九条第一項又は第十六条の三第一項若

は虚偽の届出をした者

二 第九条第三項又は第十六条の三第三項

(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第百十九条の二中「又は指定試験機関」を

「、指定試験機関又は支援機関」に改め、同条第

一号の二中「第八十四条の二」の下に「又は第九

十八条第一項」を、「試験事務」の下に「又は支援

業務」を加え、同条第一号中「含む。」の下に「又

は第九十九条の二第一項」を、「して第七十九条

第一項」の下に「又は第九十九条の二第一項」を

加え、同条第三号中「含む。」の下に「又は第九

十九条の二第一項」を加える。

四 第百二十条第一号中「、第九条第一項」を削り、「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第

二項」に、「第二十四条の四第一項」を「第二十四

条の四第一項(同条第二項において準用する場

合を含む。)」に改め、同条第四号中「又は第二十

四条の四第四項」を削る。

五 第百三十二条中「一に」を「いずれかに」に改

め、同条第一号を削り、同条第二号中「第十三

条第四項」を「第十三条第二項において準用する

第九条第五項」に改め、同号を同条第一号とし、同条に次の三号を加える。

六 第二十四条の五第一項(第二十四条の七において準用する場合を含む。)、第三十四

条第一項、第三十四条の二第一項又は第三

十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 第二十四条の五第一項(第二十四条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

四 第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

五百一十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」の下に「、第十七条第四項若しくは第五項」を加え、同条第一号の二中「第十三条第二項」を「第十三条第二項」とし、同条第十項を削り、同条第九項中第二項において準用する第九条第三項に改め。

(ガス事業法の一部改正)

第二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四」を「第二十五条の三」に、「・第二十七条」を「第二十七条」に、「第四章 一般ガス事業及び簡易ガス事業以外の者による大口ガスの供給等の事業(第三十七条の八—第三十七条の十)」を「第四章 ガス導管事業(第三十七条の八—第三十七条の十)」を「第五章 一般ガス事業(簡易ガス事業及びガス導管事業以外のガスの供給等の事業(第三十七条の八)」とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管(経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する者による大口ガス事業(第三十七条の八)」

九・第三十七条の十)に、「第三十七条の十一」を「第三十八条・」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第二条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「接続供給」を「託送供給」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項を削り、同条第九項中「簡易ガス事業者」の下に「、ガス導管事業者」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「簡易ガス事業」の下に「、ガス導管事業」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十七条の七の二第一項の規定による届出をした者をいう。

6 この法律において「ガス導管事業者」とは、「何人に対しても」を削り、「における」の下に「一般の需要に応ずる」を加える。

第九条第一項中「を変更」を「について経済産業省令で定める重要な変更」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項ただし書の経済産業省令で定める変更」を「同項第四号の事項」に改め、「又は第三十七条の九第一項の許可を受け」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「(経済産業省令で定める者に対して行うものを除く。)」を削り、「及び一般ガス事業者」を「、一般ガス事業者」に改め、「において行うものの」の下に「及びガス導管事業」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中の「供給」の下に「(経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対して行うものを除く。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス事業者の一下に「(経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対して行うものを除く。)」は、接続供給(大口ガス事業の用に供するためのガスに係るものに限る。以下この条において同じ。)」を一般ガス事業者は、託送供給に、「接続供給約款」を、「経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款」に改め、同項後段を削り、同項

に次のただし書を加える。

ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第二十二条の二第五項中「指定一般ガス事業者が」を「一般ガス事業者が」に、「接続供給」を

「託送供給」に、「指定一般ガス事業者に」を「その一般ガス事業者に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定一般ガス事業者は、第一項を「一般ガス事業者は、第一項本文」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」第一項において準用する場合」を含む。以下この条において同じ。」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」第一項において準用する場合」を含む。以下この条において同じ。」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項第二号中「第一項」を「第一項本文」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項第二号中「第一項」を「第一項本文」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に、「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「指定一般ガス事業者は、前項ただし書きの承認を受けた者(次条において「承認一般ガス事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。」は、同項本文(前項において準用する場合を含む。)に、「接続供給約款以外」を「託送

官 報 (号外)

供給約款以外に、「接続供給を」を「託送供給を」に改め、同項ただし書中「接続供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

2 第一項の規定による届出に係る料金その他他の供給条件により供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にすることはないこと。

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

(託送供給に伴う禁止行為等)

2 第二十二条の四 一般ガス事業者は、次に掲げた行為をしてはならない。

2 一般ガス事業者は、託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

5 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認一般ガス事業者と当該承認一般ガス事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス事業者及び当該承認一般ガス事業者から託送供給を受けようとする者に対する料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

2 その託送供給の業務について、特定のガス供給事業者に対し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 省令で定めるところにより、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

(供給区域外への供給)

2 第二十二条の五 一般ガス事業者は、その供給区域以外の地域においてガス導管事業を営む

2 第二十二条の三 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

うとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定導管が他の一般ガス事業者の供給区域において設置されるものであるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その特定導管をガス導管事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することが前項に規定する他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

5 経渌産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対する対し、その届出を受理した日から二十日(次項

の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

第二十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「経済産業大臣の許可を受けなければ」を「供給の相手方その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項中「前項の許可の申請」を「第一項の規定による届出に係る大口供給」に改め、「(第二条第六項の経済産業省令で定める者に対する大口供給に係る場合にあつては、第一号及び第二号)」を削り、「でなければ、前項の許可をしてはならない」を「は、前項に規定する期間を短縮することができる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る大口供給をしてはならない。

第二十四条 一般ガス事業者は、その供給区域以外の地域において、ガスの使用者(第一条第七項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に限る)に対して導管によりガスを供給しようとするときは、その供給の相手方との関係を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十五条の二を削り、第二十五条の三を第二十三条に次の二項を加える。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第一項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は

中止すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

この場合において、経済

に提出しなければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(業務区分に応じた会計の整理等)

第二十六条の二 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

一大口供給に係る業務

二 一般の需要に応ずるガスの供給に係る業務(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十八条第一項中「大口ガス事業」を「ガス導管事業又は大口ガス事業」に改める。

第二十九条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第三十七条の七第一項中「第二十五条の三、第二十六条」を「第二十五条の二、第二十六条第一項」に、「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の二第二項」に改め、同条第二項中の規定により届け出たところ(第三十七条の七第一項において準用する第九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたもの)を含

む。」を「若しくは第二項(第六条第二項第四号の事項に係る部分に限る。)の規定により届け出たところ」に改める。

第五十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号から第四号までを削り、同条第一号

中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条第三項(第三十七条の八において準用する場合を含む。)」を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 第二十二条の二第二項(第三十七条の八において準用する場合を含む。)に改め、同号

を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)、第三十七条の七の二第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

三十七条规定の十において準用する場合を含む。)又は第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

五十七条规定号中「又は第三十七条の十を含む。」を「第三十七条の八及び第三十七条の十に改め、同号を同条第三号とする。

五十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中

「又は」を「第三十七条の八及び」に改め、同号

を同条第九号とし、同条第三号中「第三十七条

の十において、又は第三十八条の規定により」

を「第三十七条の八、第三十七条の十及び第三

十八条第二項において」に改め、同号を同条第

八号とし、同条第一号中「若しくは第三十七条

の十において、又は第三十八条の規定により」

を「第三十七条の八、第三十七条の十及び第三

十八条第二項において」に改め、同号を同条第

八号とし、同条第一号中「若しくは第三十七条

の十において、又は第三十八条の規定により」

を「第三十七条の八、第三十七条の十及び第三

十八条第二項において」に改め、同号を同条第

八号とし、同条第一号中「若しくは第三十七条

の十において、又は第三十八条の規定により」

を「第三十七条の八、第三十七条の十及び第三

十八条第二項において」に改め、同号を同条第

六 第二十三条第一項若しくは第一項、第三十七条の七の三第一項若しくは第一項(第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条の九第一項の規定に違反して大口供給を行つた者

規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた」に改め、同号

を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 第二十二条の五第一項又は第三十七条の

七の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス導管事業を営んだ者

五 第二十二条の五第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は第三十七条

の七の二第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第二十三条第一項若しくは第一項、第三十七条の七の三第一項若しくは第一項(第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。)又は第三十七条の九第一項の規定に違反して大口供給を行つた者

規定に違反して大口供給を行つた者

を含む。)又は第三十七条の九第一項の規定に違反して大口供給を行つた者

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第三項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)、第二十二条第七条の二第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は第三十七条の七の二第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第七条第四項(第八条第三項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)及び第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)、第十一一条第二項(第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項(第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項(第三十七条の八において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項(第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。)又は第三十七条の十を「第三十七条の十」に、「若しくは第三十七条の十において、又は第三十八条の規定により」を「第三十七条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において」に改め、同条第四号中「第三十七条の十において、又は第三十八条の規定により」を「これららの規定を第三十七条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において」と改め、同条第五号中「又は第三十七条の十を「第三十七条の八及び第三十七条の十」に改め、第三十六条の二の四(の下に「第三十一条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。」)、第三十二条第七号を削り、同条第八号中「第三十七条の十一」を「第二十四条の六第二項、第三十九条の七又は第三十九条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。」に改め、同号を

二項において準用する場合を含む。)、第三十条の二第七項若しくは第八項(第三十一条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二十三(第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第九項又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

同条第七号とし、同条第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第七章を第八章とする。
第四十二条第一項中「又は卸供給事業者」を

「ガス導管事業者又は卸ガス事業(一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。以下この項において同じ。)を営む者」に、「又は一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業」を「ガス導管事業又は卸ガス事業」に改める。

第五十九条第一号中「第二十二条の二第四項」を「第二十二条第五項(第三十七条の八において準用する場合を含む。)」に改め、同条第三号中「又は第三十七条の十」を「第三十七条の八及び第三十七条の十」に、「若しくは第三十七条の十において、又は第三十八条の規定により」を

二 第二十二条の三第二項(第三十七条の八において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

又は第二十六条の二第一項の規定に違反した者

第四十四条第一項中「及び簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者及びガス導管事業者」に、「又は簡易ガス事業」を「簡易ガス事業又はガス導管事業」に改め、同条第二項中「及び簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者及びガス導管事業者」に改める。

第四十五条第一項中「及び簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者及びガス導管事業者」に改め、同条第四項中「若しくは簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」に改める。

第四十五条第一項中「及び簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者及びガス導管事業者」に改め、同条第四項中「若しくは簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」に改める。

第四十五条第一項中「一般ガス事業者」の下に「及びガス導管事業者」を加える。

第五十九条第一号中「又は第三十七条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において」に改め、第三十六条の二の四(の下に「第三十一条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。」)、第三十二条第七号を削り、同条第八号中「第三十七条の十一」を「第二十四条の六第二項、第三十九条の七又は第三十九条の八、第三十七条の十及び第三十八条第二項において準用する場合を含む。」に改め、同号を

第六十一条 第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)に、「簡易ガス事業者及びガス導管事業者」に改め、同条第四項中「若しくは簡易ガス事業者」を「簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」に改める。

第六十一条 第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)に、「簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」に改める。

第六十一条 第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)に、「簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とする。

第四章の章名及び同章第一節の節名を次のよう改める。

第四章 一般ガス事業、簡易ガス事業及びガス導管事業以外のガスの供給等の事業

第一節 一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口ガス事業

第二節 一般ガス事業者及び同条を削除する。

第三十七条の八の前の見出し及び同条を削除する。

第三十七条の九を次のように改める。

(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給)

第三十七条の九 一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者は、大口供給を行おうとするとき(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除く。)は、供給の相手方その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十七条の七の二 一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第三十七条の七の三第一項から第五項までの規定は、前項の届出に準用する。

第三十七条の中「第二十八条」を「第二十九条、第二十五条の二第一項、第二十八条」に改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十二を削除する。

第三十八条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十七条の七の四の規定は、一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者に準用する。

第四章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第四章 ガス導管事業

(ガス導管事業の届出)

た後でなければ、その特定導管をガス導管事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することが前項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る特定導管をガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞通知しなければならない。

7 ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出(第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る)に準用する。この場合において、第三項中「特定導管をガス導管事業の用に供してはならない」とあるのは「変更をしてはならない」。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

9 ガス導管事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(ガス導管事業者による大口供給)

第三十七条の七の二 一般ガス事業者は、大口供給を行おうとするとき(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを

供給する場合を除く。)は、供給の相手方その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る大口供給をしてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 その大口供給が一般ガス事業者の供給区域において行わるものであるときは、その大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者の供給区域におけるガスの使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

二 その大口供給が一般ガス事業者の供給区域以外の地域であつて、一般ガス事業の開始が見込まれる地域において行われるものであるときは、その大口供給を行ふことに当該一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第一項に規定する期間が延長

された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る大口供給が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

(ガス導管事業者による一般ガス事業者の供給区域における供給)

第三十七条の七の四 ガス導管事業者は、一般ガス事業者の供給区域において、ガスの使用を通知しなければならない。

第三条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)は、廃止する。

(電源開発促進法の廃止)

附 則

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条(第五項を除く。)から第五条まで、第九条(第五項を除く。)から第十一条まで、第十五条、第十六条及び第三十九条の規定

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第百六条、第百七条、第百十二条の二、第百十七条の三、第百十七条

で、第三十五条第二項、第三十六条から第二十六条の二の二まで及び第三十六条の二の四の規定は、ガス導管事業者に準用する。この場合において、第十二条第二項中「承継した相続人」とあるのは「承継した者」と、第二十一条中「熱量、圧力及び燃焼性」とあるのは「圧力(大口供給を行う場合にあつては、熱量、圧力及び燃焼性)」と、第二十二条第三項とあるのは「承認ガス導管事業者」と、第二十九条中「供給する」とあるのは「大口供給をする」と読み替えるものとする。

第三条 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条(第二条第十二項)を「第二条第十三項」に改める部分に限る。(第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日)

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第九条第一項の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に行われている申請に係る旧電気事業法第十七条第一項の規定による許可については、なお従前の例による。

第三条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成十七年一月四日までに、経済産業省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」とい

う。第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

これを変更しようとするととき(次項において準用する同条第三項の規定による命令があつたとき)に限る。(も、同様とする。)

2 新電気事業法第二十四条の三第三項の規定

は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同

項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新電気事業法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第二条の規定の施行前に一般ガス事業者又は同条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第三十七条の十一第

二 新ガス事業法第二十二条第四項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。この場合において、同項中「命ずることができる」とあるのは、「命ずることができる」ことである。この場合において、一般ガス事業者は、遅滞なく、その変更の内容を経済産業大臣に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第十二条 新ガス事業法第二十二条第一項ただし書第三十七条の八において準用する場合を含む。の規定による承認及びこれに関必要な手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

た者

約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

これを変更しようとするととき(次項において準用する同条第三項の規定による命令があつたとき)に限る。(も、同様とする。)

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第五条 新電気事業法第二十四条の三第二項ただし書及び第二十四条の四第一項ただし書の規定による承認及びこれに関必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第六条 この法律の施行の日前に旧電気事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新電気事業法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新電気事業法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第七条 第二条の規定の施行前に一般ガス事業者又は同条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第三十七条の十一第

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

第八条 第二条の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

第九条 この法律の公布の際現に旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者は、平成十六年三月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、第二条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第二

十二条第一項に規定する託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、附則第十一条の規定により経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第十条 前条第二項において準用する新ガス事業法第二十二条第四項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十二条 新ガス事業法第二十二条第一項ただし書第三十七条の八において準用する場合を含む。の規定による承認及びこれに関必要な手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

第十三条 新ガス事業法第二十二条第一項ただし書第三十七条の八において準用する場合を含む。の規定による承認及びこれに関必要な手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、第一条の規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした託送供給約款とは、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

6 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

7 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

8 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

9 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

10 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

11 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

12 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

13 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

14 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

15 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

16 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

17 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

18 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

19 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

20 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

り新たにガス導管事業となる事業を営んでいる一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第二十二条の第五第一項の規定にかかるらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項に規定する一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、ガス導管事業の用に供している特定導管(新ガス事業法第一条第五項の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。)の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 新ガス事業法第二十二条の五第二項の規定は、前項の届出に準用する。

4 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

第十三条 一般ガス事業者以外の者であつて、新ガス事業法第二条第五項の規定により新たにガス導管事業となる事業を営んでいる者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定にかかるらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項に規定する者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 ガス導管事業の用に供している特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

三 新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定は、前項の届出に準用する。

4 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

第十四条 第一条の規定の施行の日前に旧ガス事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新ガス事業法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新ガス事業法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 附則第十一條から前条までに定めるも

のほか、新ガス事業法第一条第五項のガス導

管事業及び同条第六項のガス導管事業者、新ガス事業法第二十三条、第三十七条の七の三及び

第三十七条の九の大口供給の届出並びに新ガス事業法第二十四条及び第三十七条の七の四(新ガス事業法第三十八条第一項において準用する

場合を含む。)の届出に関する経過措置は、政令で定める。

(電源開発促進法の廃止に伴う経過措置)
第十六条 第三条の規定の施行の際現に旧電促法第三条の規定による廃止前の電源開発促進法(以下「旧電促法」という。)により設立された電源開発株式会社(以下「電源会社」といふ。)については、同条の規定の施行の日前に、同条の規定の施行の日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。

2 前項の決議については、旧電促法第三十二条第一項の規定は、適用しない。

第十七条 第三条の規定の施行前に電源会社が発行した債券及び利札については、旧電促法第二十五条の規定は、第三条の規定の施行後も、な

おその効力を有する。

2 前項に規定する債券又は利札を失った者に交付するためには、第三条の規定の施行後に電源会社が発行する債券又は利札については、旧電促法第二十五条及び第二十七条第二項の規定は、第三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電促法第二十三条第三項の認可を受けている料金その他の供給条件については、この法律の施行の時において、新電気事業法第二十四条の四第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

のとみなす。この場合において、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

第十九条 第三条の規定の施行の際現に旧電促法第二十三条第三項の認可を受けている料金その他の供給条件(電気事業法第二条第一項第十三

号に掲げる卸供給に係るものに限る。)について、新ガス事業法第三十七条の九の大口供給の届出並びに新ガス事業法第二十四条及び第三十七条の七の四(新ガス事業法第三十八条第一項において準用する

二十二条第一項に規定する事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、電源会社の株式の取得、

官報(号外)

管理及び売却を行う者として指定することができる。

一 附則第二十二条第一項に規定する事業を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。

二 日本政策投資銀行のみがその株主となつてゐる者であること。

三 定款に附則第二十二条第一項に規定する事業の完了により解散する旨の定めがある者であること。

2 財務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という)をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定会社」という。)の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

3 指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならぬ。

4 財務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その届出の日より届出がなされた旨を官報で公示しなければならない。

(政府の出資)
第二十一条 政府は、産業投資特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に所属する電源会社の株式を出資の目的として指定会社に出資することができる。

2 前項の規定により出資の目的とする電源会社の株式の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

4 指定会社は、第一項の規定による出資に係る新株を発行する場合のほか、新株を発行してはならない。ただし、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けて日本政策投資銀行に対し新株を発行する場合は、この限りでない。
(指定会社の事業)

第二十二条 指定会社は、次の事業を営むものとする。

一 電源会社の株式の取得、管理及び売却
二 前号の事業に附帯する事業

2 指定会社は、次に掲げる場合に限り、電源会社の株式を取得することができる。

一 前条第一項の規定により電源会社の株式を取得する場合

二 第三条の規定の施行後電源会社が最初に発行する新株を取得する場合

3 指定会社は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により取得した株式の全部を売却した場合

合において、その売却による収入金額のうち財務省令・経済産業省令で定める方法により算定された金額の範囲内で、一回に限り電源会社が発行する新株を取得することができる。

4 指定会社は、第二項の規定により取得した株式の全部を売却した場合において、前項の規定による新株の取得をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

5 指定会社は、政令で定める日までに、第二項の規定により取得した株式の全部を売却しなければならない。第三項の規定により株式を取得した場合における当該株式についても同様とする。

6 第一項の規定により指定会社が営む事業は、前項の政令で定める日(その日前に第四項の規定による届出があったときは、その届出の日)に完了したものとする。
(代表取締役等の選定等の決議)

第二十三条 指定会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)第二十条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の規定は、指定会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。
(担保の提供)

第二十六条 指定会社は、附則第二十二条第一項及び第三項の規定により取得した株式を担保に供しようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 指定会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第二十四条 指定会社は、毎営業年度の開始前に指定を受けた日の属する営業年度にあっては、指定を受けた後速やかに、財務省令・経済産業省令で定めるところにより、当該営業年

度の事業計画を財務大臣及び経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。
(社債及び借入金)

第二十五条 指定会社は、社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において同じ。)を募集し、又は三十六条第五号において同じ。)を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十六条 指定会社は、附則第二十二条第一項及び第三項の規定により取得した株式を担保に供しようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条 指定会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第二十八条 指定会社は、毎営業年度終了後二月

以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を財務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第二十九条 財務大臣及び経済産業大臣は、附則第二十一項に規定する事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十条 財務大臣及び経済産業大臣は、附則第二十二条から第三十六条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に関し報告書をさせ、又はその職員に、指定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第三十一条 財務大臣及び経済産業大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 附則第二十二条第一項に規定する事業を適正に営むことができないと認めるとき。

二 附則第二十二条から第二十二条まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条及び前条の規定に違反したとき。

三 附則第二十九条の規定による命令に違反したとき。

四 附則第二十九条の規定による命令に違反したとき。

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 附則第二十六条の規定に違反して、株式を担保に供したとき。

七 附則第二十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せし、又は不実の記載若しくは記録をしたところができないときは、その価額を追徴する。

八 附則第二十九条の規定による命令に違反したとき。

第三十三条 指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

違反して、電源会社の株式を取得したとき。

三 附則第二十二条第五項の規定に違反して、株式の全部を売却しなかつたとき。

四 附則第二十四条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、同法附則第十一項中「償還及び」とあるのは「償還並びに」と、「からの出資金」とあるのは「及び

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第二十二条第四項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 附則第二十二条第二項及び第三項の規定に他の業務を行うものとする。

の法律(平成十五年法律第 号)附則第二十

一条第一項に規定するこの会計からの出資」と、同法附則第十二項及び第十四項中「出資金」とあるのは「出資」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有する」ととされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十条 政府は、この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第四十一条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改

正する。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(高圧ガス保安法等の一部改正)

第四十二条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に、「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第四十三条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三条第一項第八号

二 電気工事土法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第二項

三 電気用品安全法(昭和三十六年法律第一百八号)第二十八条第一項

四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十三条第一項の表第二号

五 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第十二条第三項

六 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二条第一項

七 特定水道利水障害の防止のための水道水源

水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第一項

(土地収用法の一部改正)

第四十四条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第二条第六項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く」を「第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第四十五条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第一百十九号)の一部を次のように改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第四十六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを「一号ずつ繰り上げる。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四十七条 税特措法(昭和三十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第一條第八項」を「第一條第十項」に、「許可を受けて」を「届出をして」に改める。

(大気汚染防止法等の一部改正)

第五十条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に、「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

一大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十

百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の二を削り、同条第十七号の三を同条第十七号の二とする。

第二条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とする。

官 報 (号 外)

七号)第二十七条第二項

二 驚音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

第二十一条第一項

三 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)

第十八条第一項

四 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一

年法律第一百五号)第三十五条第一項の表

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第五十条 水源地域対策特別措置法(昭和四十

八年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正

する。

第一条第二項中「独立行政法人水資源機構

又は電源開発株式会社」を「又は独立行政法人水

資源機構」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第五十一条 石油コンビナート等災害防止法(昭

和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改

正する。

第一条第一号中「第二条第八項」を「第二条第

十項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改

める。

(大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海

地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措

置法の一部改正)

第五十三条 次に掲げる法律の規定中「又は第三

十七条の十で」を「、第三十七条の八及び第三十

七条の十において」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年

法律第七十三号)第八条第一項第四号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推

進に関する特別措置法(平成十四年法律第九

十一号)第八条第一項第四号

(電気事業法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 電気事業法の一部を改正する法律

(平成七年法律第七十五号)の一部を次のように

改正する。

附則第二条第一項中「第二十九条」の下に「並

びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正す

る等の法律(平成十五年法律第

号)第一条

の規定による改正後の電気事業法第二十四条の

四第一項」を加える。

(資金運用部資金法等の一部を改正する法律の

一部改正)

第五十五条 資金運用部資金法等の一部を改正す

る法律(平成十二年法律第九十九号)の一部を次

のように改正する。

(電源開発促進法の廃止に伴う経過措置)

第五十六条 経済産業省設置法(平成十一年法律

第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「、電源開発促進法

(昭和二十七年法律第二百八十三号)」を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十六号中「同条第十七号の三」を「同条第十七号の二」に改める。

附則に次の二条を加える。

(電源開発促進法の廃止に伴う経過措置)

投票者氏名

日程第一 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一二三三二名

阿南 一成君

阿部 正俊君

愛知 治郎君

青木 幹雄君

有馬 朗人君

有馬 信也君

有村 治子君

泉 肇君

市川 一朗君

入澤 信也君

岩井 國臣君

岩城 光英君

岩永 浩美君

上杉 光弘君

上野 公成君

魚住 凪英君

小野 清子君

尾辻 秀久君

太田 豊秋君

大野つや子君

大仁田 厚君

岡田 広君

加治屋義人君

加藤 紀文君

加納 時男君

狩野 安君

景山俊太郎君

柏村 武昭君

片山虎之助君

金田 勝年君

亀井 郁夫君

河本 英典君

木村 仁君

木村 公堯君

北岡 秀二君

久世 正幸君

杏掛 哲男君

国井 正幸君

小泉 顯雄君

小斎平敏文君

小林 温君

鴻池 祥肇君

近藤 剛君

佐々木知子君

佐藤 泰三君

齊藤 滋宣君

斎藤 十朗君

桜井 新君

山東 昭子君

清水嘉与子君

椎名 一保君

官 報 (号 外)

陣内 孝雄君	吉田 博美君	篠瀬 進君	柳田 稔君	平野 貞夫君	平野 達男君
世耕 弘成君	浅尾慶一郎君	山根 隆治君	山本 孝史君	松岡満壽男君	大脇 雅子君
田浦 直君	伊藤 基隆君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	森 ゆうこ君	山本 正和君
田村 公平君	田中 直紀君	鶴保 滉治君	荒木 清寛君	渡辺 秀央君	田 英夫君
伊達 忠一君	武見 敬三君	谷川 秀善君	小川 敏夫君	高野 博師君	福島 瑞穂君
段本 幸男君	中川 義雄君	中島 啓雄君	木俣 佳丈君	木庭健太郎君	又市 征治君
常田 享詳君	中島 真人君	中曾根弘文君	橋本 芳正君	北澤 俊美君	黒岩 宇洋君
西銘順志郎君	中原 爽君	神本美恵子君	野間 起君	川橋 幸子君	中村 敦夫君
日出 英輔君	南野知恵子君	福島啓史郎君	佐藤 道夫君	浜四津敏子君	西川きよし君
藤井 基之君	服部三男雄君	橋本 聖子君	齋藤 効君	鶴岡 洋君	権名 素夫君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	林 芳正君	谷 博之君	木 あきら君	本岡 昭次君
松村 龍二君	松田 岩夫君	舛添 要一君	櫻井 充君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君
三浦 一水君	松山 政司君	内藤 正光君	鈴木 寛君	福本 潤一君	福本 潤一君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	辻 泰弘君	大沢 辰美君	山 下 栄一君	山 下 栄一君
森田 次夫君	森下 恒雄君	羽田雄一郎君	小池 晃君	森 伸二君	森 伸二君
森山 裕君	矢野 哲朗君	中島 章夫君	大門実紀史君	山 伸二君	山 伸二君
山崎 正昭君	山崎 力君	平田 健二君	西山登紀子君	西岡 大江	西岡 大江
山下 善彦君	山下 英利君	福山 哲郎君	八田ひろ子君	田村 康弘君	田村 康弘君
円 より子君	峰崎 直樹君	藤原 正司君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君
西岡 武夫君	松井 孝治君	本田 良一君	吉岡 吉典君	岩本 莊太君	岩本 莊太君
円 より子君	大仁田 厚君	峰崎 直樹君	大仁田 厚君	島袋 宗康君	島袋 宗康君
反対者氏名					
○名					
日程第三 特定産業廃棄物に起因する支障の除去 等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付) 一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)					
賛成者氏名					
一二三〇名					
阿南 一成君	阿部 正俊君	阿南 一成君	阿部 正俊君	平野 貞夫君	平野 達男君
愛知 治郎君	荒井 正吾君	愛知 治郎君	荒井 正吾君	森 伸二君	森 伸二君
大門実紀史君	有村 治子君	大門実紀史君	有村 治子君	柳田 稔君	柳田 稔君
西山登紀子君	市川 一朗君	西山登紀子君	市川 一朗君	篠瀬 進君	篠瀬 進君
八田ひろ子君	岩井 國臣君	八田ひろ子君	岩井 國臣君	山本 孝史君	山本 孝史君
吉岡 吉典君	岩永 浩美君	吉岡 吉典君	岩永 浩美君	山本 孝史君	山本 孝史君
岩本 莊太君	上野 公成君	岩本 莊太君	上野 公成君	山本 孝史君	山本 孝史君
島袋 宗康君	小野 清子君	島袋 宗康君	小野 清子君	山本 孝史君	山本 孝史君
高橋紀世子君	大野つや子君	高橋紀世子君	大野つや子君	山本 孝史君	山本 孝史君

官 報 (号外)

平成十五年六月十一日 参議院会議録第三十二号

投票者氏名

太田 豊秋君	西銘順志郎君	西銘順志郎君
加治屋義人君	野沢 太三君	野間 越君
加納 時男君	南野知恵子君	橋本 聖子君
景山俊太郎君	服部三男雄君	林 芳正君
龜井 郁夫君	片山虎之助君	福島啓史郎君
木村 仁君	北岡 秀二君	柏村 武昭君
沓掛 哲男君	久世 公堯君	金田 勝年君
小泉 顯雄君	国井 正幸君	河本 英典君
小林 温君	岸 宏一君	岸 宏一君
近藤 剛君	久世 公堯君	藤井 基之君
斎藤 泰三君	佐々木知子君	日出 英輔君
清水 達雄君	鴻池 祥肇君	坂 三藏君
陣内 孝雄君	斎藤 滋宣君	松村 龍二君
清水 達雄君	佐々木嘉与子君	三浦 一水君
田浦 直君	鈴木 政二君	宮崎 秀樹君
世耕 弘成君	椎名 一保君	森山 次夫君
伊達 忠一君	鈴木 政二君	森山 裕君
武見 敬三君	関谷 勝嗣君	山内 俊夫君
段本 幸男君	田中 直紀君	山崎 正昭君
中原 爽君	田村耕太郎君	吉田 博美君
中川 義雄君	谷川 秀善君	山下 善彦君
中島 啓雄君	竹山 裕君	山下 英利君
中曾根弘文君	月原 茂皓君	伊藤 基隆君
仲道 俊哉君	鶴保 康介君	浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君	浜四津敏子君	朝日 俊弘君
都司 彰君	浜四津敏子君	脇口 修次君
小林 元君	鶴岡 洋君	岩本 司君
北澤 俊美君	浜四津敏子君	江田 五月君
川橋 幸子君	高野 博師君	和田ひろ子君
福本 潤一君	木庭健太郎君	和田ひろ子君
	風間 柑君	篠瀬 進君
	大塚 耕平君	柳田 峰崎
	勝木 健司君	山本 孝史君
	大塚 耕平君	山本 孝史君
	小川 勝也君	若林 秀樹君
	小川 勝也君	荒木 清寛君
	中川 敏夫君	加藤 修一君
	中川 敏夫君	草川 昭三君
	中川 敏夫君	沢 たまき君
	中川 敏夫君	浜田卓二郎君
	中川 敏夫君	福本 潤一君
	中川 敏夫君	福本 潤一君
	反対者氏名	反対者氏名
	高橋紀世子君	高橋紀世子君
	中村 敦次君	中村 敦次君
	二名	二名
	松 あきら君	森本 晃司君
	山口那津男君	山下 栄一君
	山本 香苗君	森本 晃司君
	渡辺 孝男君	山本 保君
	井上 美代君	山本 保君
	岩佐 恵美君	井上 哲士君
	大沢 辰美君	池田 幹幸君
	小池 晃君	緒方 靖夫君
	大門実紀史君	小泉 親司君
	西山登紀子君	紙 智子君
	八田ひろ子君	佐藤 泰介君
	吉岡 吉典君	佐藤 泰介君
	岩本 庄太君	佐藤 泰介君
	筆坂 秀世君	佐藤 泰介君
	西岡 武夫君	佐藤 泰介君
	島袋 宗康君	佐藤 泰介君
	平野 達男君	佐藤 泰介君
	松岡満壽男君	佐藤 泰介君
	山本 正和君	佐藤 泰介君
	山本 正和君	佐藤 泰介君
	大脳 雅子君	佐藤 泰介君
	田 英夫君	佐藤 泰介君
	又市 征治君	佐藤 泰介君
	黒岩 宇洋君	佐藤 泰介君
	西川きよし君	佐藤 泰介君
		佐藤 泰介君

<p>小泉 親司君 富樫 練三君 畠野 君枝君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 大脇 雅子君 田 英夫君 又市 征治君</p> <p>島袋 宗康君 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 中村 敦夫君</p>	西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君	大門実紀史君
	ヨルダン代表からテントの寄贈要請はあったのか。あつたとしたらUNHCRヨルダン事務所からの要請の内容が記載されている文書を示さねたい。	平成十五年六月十日
	三、現地からの新聞報道では、現地ではテントは不足しておらず、しかもテントは日本から運ぶより、ヨルダンやトルコで購入した方がはるかに安い。高い燃料費を使い、わざわざ政府専用機のジャンボ機で送った理由は何か。また、テント寄贈は、日本側からの申出が先にあり、それをUNHCRヨルダン事務所が了承したものだとの話もあるが事実を明らかにされたい。	内閣総理大臣 小泉純一郎
	四、日本政府が寄贈したテントに関する質問に対する答弁書	参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
	五について	参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する質問に対する答弁書
	六について	内閣府所管の平成十四年度及び平成十五年度の既定経費を充当したものである。
	二及び三について	二及び三について
	七について	七について
	八について	八について
	九について	九について



別添

UNHCR

Case postale 2500
CH-1211 Genève 2

Tel.: +41 22 739 8872
Fax: +41 22 739 7345
Email: MURATA@unhcr.ch

21 March 2003

Name/Our code: DRRMIV/38/03

Re: Request for airlifting of tents to Jordan and Syria,
and a medical team to Syria

Dear Mr. Matsui,

In the event of a military action in Iraq UNHCR estimates that some 600,000 persons might cross the borders to seek asylum in neighbouring countries including Jordan and Syria.

Therefore, UNHCR has been increasing its emergency response capacity in the neighbouring countries; however, a large influx of refugees may overwhelm UNHCR's existing response capacity.

UNHCR would be grateful for the assistance and cooperation of the Government of Japan in the following area:

1. The most important and urgently required relief item is tents. Although UNHCR has been purchasing tents for emergency stockpiling in neighbouring countries, the quantity currently available is far below the requirements of our planning figure as the international procurement and transportation of tents are costly and take considerable time. UNHCR would be grateful if the Government of Japan, on an emergency basis, could release tents for 2000 refugees from Japan's Humanitarian Relief Stockpile Supply System. Should the Government of Japan agree to the request, the tents could be airlifted by the Government of Japan and handed over to UNHCR upon arrival at a designated airport in Jordan. UNHCR will organise unloading, handling and onward transportation to the Iraqi refugee camps. UNHCR will also closely supervise and monitor the distribution of tents by its operational partners (NGOs and/or local authorities). The Government of Jordan has requested UNHCR to establish refugee camps to prepare for influx of refugees from Iraq. Upon receipt of confirmation from the Government of Japan on this request, the UNHCR Representative in Amman will inform the Government of Jordan of this in-kind contribution and request the necessary cooperation from the authorities to facilitate the process.
2. UNHCR also anticipates a large refugee influx to Syria. The emergency stocks of UNHCR will not cover the needs in coming weeks. As such, UNHCR will make an immediate request to the Government of Japan to kindly consider the possibility of releasing and airlifting additional tents and other relief items to Syria as well as to other countries.

Mr. Shinji Matsui
First Secretary
The Permanent Mission of Japan
Geneva

平成十五年六月十一日

参議院会議録第三十二号

質問主意書及び答弁書



3. UNHCR would like to request the Government of Japan to kindly consider the possibility of dispatching a medical relief team to El Hol Camp, which will be the main camp for Iraqi refugees in northern Syria. UNHCR would make a detailed request concerning the deployment of a medical team, as soon as the magnitude of the refugee situation becomes clear.

We would appreciate it if your Government could consider this request favourably and look forward to hearing from you.

Thank you very much for your understanding and continued support to the work of UNHCR.

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Keisuke MURATA".

Keisuke MURATA

Head of Desk IV

Donor Relations and Resource Mobilisation
Division of Communication and Information

官 報 (号 外)

平成十五年六月十一日 参議院会議録第三十二号

明治三十五年三月三十一日可

発行所
二 東京一〇五番地都港區虎ノ門二丁目
独 立行政法人國立印刷局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 本号一部 1110円)